

令和2年3月27日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第22号

国基本計画に係る中間検証報告がとりまとめられました

成年後見制度利用促進基本計画(以下、「基本計画」という。)では、地域連携ネットワークや中核機関の整備を含め、成年後見制度の利用促進に関する施策が掲げられており、中間年度(令和元年度)においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされています(中間検証)。

そこで、成年後見制度利用促進専門家会議に「中間検証WG」を設置するなどして検証を進めた結果、令和2年3月17日、同会議において<u>中間検証報告書</u>がとりまとめられ、同月24日、法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣で構成する成年後見制度利用促進会議に報告されました。

本号では、報告書のポイントについてご紹介します。

成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証について

基本計画の中間年度(令和元年度)において、<mark>各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題を整理・検討。</mark> 中間検証報告を踏まえ、成年後見制度の利用促進に向けた取組を一層推進。

中間検証に係る経緯等

【令和元年10月~12月】

成年後見制度利用促進専門家会議の中間検証W Gにおいて、テーマごとに検討(4回) 【令和2年2月·3月】

成年後見制度利用促進専門家会議において 検討(2回)、報告書とりまとめ 【令和2年3月】

成年後見制度利用促進会議(法務·厚 労·総務大臣)に報告

中間検証報告書のポイント

各施策の進捗状況

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) <u>障害福祉サービス・認知症に係るガイドラインの策定(H29・ H30)</u>、後見人等向け意思決定支援ガイドラインの検討(R1.5~)
- (2) 受任調整・後見人支援等の体制整備の推進、適切な後見人等の 選任・交代の検討、報酬の在り方の検討等
- (3)診断書の書式改訂、本人情報シートの運用開始(H31.4~)
- (4) 任意後見・補助・保佐の利用促進(制度周知、広報相談機能の整備)

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) 中核機関等の体制整備の推進
 - ・各種手引きの作成、研修等による市町村等への働きかけ(H30 ~)、中核機関立上げへの補助等の予算措置(R1年度~)等
 - · <u>基本計画に係るKPIの設定</u> (R1.5)
- (2) 市民後見人・法人後見等の担い手の育成・活用(国庫補助等)

3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- (1)後見制度支援預貯金の仕組みの提示(H30.3)、導入促進
- (2)任意後見制度の利用状況に関する調査の実施 (RI)

4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

医療に係る意思決定が困難な人への支援等のガイドラインの策定 (R元.5) /成年被後見人等に係る欠格条項の見直し(~R1.12)

今後の対応

1 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- (1) <u>意思決定支援ガイドラインの策定</u> (R1年度中に基本的な考え方を整理)、全国的な研修の実施 (R2年度~)
- (2) 体制整備の更なる推進、適切な後見人等の選任・交代の運用の 推進、報酬の在り方の検討(ヒアリング等も踏まえる)等
- (3) 本人情報シートの更なる周知、活用の推進
- (4)任意後見・補助・保佐の利用促進(国レベルで、全国的な広報の実施、相談体制の整備等)

2 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- (1) KPI達成に向けた更なる取組の推進
 - ・国から自治体への働きかけ、先駆的事例の周知等
 - ・都道府県が主導的役割を果たすよう働きかけ
- (2) 市民後見人の育成・活用に向けた自治体と家裁の連携、法人後見の取組の周知・啓発等

3 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

- (1) 後見制度支援預貯金の更なる導入促進
- (2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用確保のための方策の検討

4 基本計画に盛り込まれているその他の施策

ガイドラインの周知/必要に応じ、欠格条項見直し後の運用状況 等の注視等

----- 中間検証報告書のポイント -------

1. 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

(1) 意思決定支援の在り方についての指針の策定等

平成29年3月、<u>障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン</u>、平成30年6月、<u>認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン</u>が策定された。

今後、新たに「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を策定し、令和2~3年度に全都道府県において「後見人等向けの意思決定支援研修」を実施。 各種ガイドラインについて研修カリキュラムに盛り込むなど関係者への普及・啓発を実施。専門職団体において、研修等を通じた周知・啓発を行うことが望まれる。

(2) 適切な後見人等の選任・交代の推進等

中核機関等において、適切な後見人候補者の家庭裁判所への推薦や後見人支援の 取組が始まっている。また、<u>最高裁判所と専門職団体との間で「基本的な考え方」</u> が共有され、一部の家庭裁判所ではこれに沿った運用が開始されている。

中核機関等における体制整備を推進するとともに、家庭裁判所と中核機関との連携の下、適切な後見人等の選任・交代の運用を推進。

後見人等の報酬の在り方については、利用者がメリットを実感できる制度・運用 に改善する観点から検討。また、低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬 を助成する成年後見制度利用支援事業を推進。

(3)診断書の見直し

診断書の書式を改訂するとともに、本人情報シートを作成し平成31年4月から運用開始。本人情報シートの活用を図っていくため、関係機関等への周知を実施。 (ニュースレター13号参照)

(4)任意後見・補助・保佐の利用促進

成年後見制度の広報・相談機能を備えた中核機関等の体制整備を推進。また、国レベルで、任意後見・補助・保佐等の全国的な広報の実施、相談体制の整備を図る。

2. 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

(1)地域連携ネットワーク及び中核機関等の整備、市町村計画の策定

中核機関等の整備については、一定の進捗が見られるものの十分に進んでいない。都道府県ごとの進捗状況に大きな開きがある。

<u>KPI (重要業績評価指標)</u>の達成に向けて、国から自治体へのきめ細やかな支援を実施するとともに、都道府県は主導的な役割を果たすことが期待される。

地域連携ネットワークの更なる構築に向けて多様な主体との連携を図るとともに、<u>地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制</u>との連携や地域福祉計画への位置付け等による市町村計画の策定を推進。

(2) 市民後見人や法人後見等の担い手の育成・活用の促進

担い手の確保や適切な後見人等を選任する観点等から、自治体と家庭裁判所との連携や広域での市民後見人の育成・活用の推進を図るとともに、社会福祉協議会やより多様な主体による法人後見を推進。

(3) その他(市区町村長申立の適切な実施、日常生活自立支援事業)

市区町村長申立が一部の市区町村において適切に実施されていないとの指摘あり。 市区町村長申立の適切な実施のため、地域連携ネットワークの整備を推進。 親族調査の在り方や本人の住所地と居所が異なる場合等における市町村間の調整の 方策等について検討。

成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の在り方等について検討。

3. 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

(1)後見制度支援預貯金の普及

後見制度支援預貯金は後見人等による不正防止や親族後見人の適切な選任に資することから、更なる導入を推進。定期的な定額送金サービスの導入が困難な金融機関においても提供可能な仕組みや、保佐・補助制度の下でも利用可能な仕組みを検討。

(2) 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保

任意後見制度の利用状況に関する調査結果を分析し、制度趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策を検討。

(3) その他の不正防止

各専門職団体による不正防止の取組を着実に実施。

4. 基本計画に盛り込まれているその他の施策

(1) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援の検討

令和元年5月、「<u>身寄りのない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への</u> <u>支援に関するガイドライン</u>」<u>(ニュースレター16 号参照)</u>が策定された。 今後、ガイドラインを周知し、医療現場等への浸透を図ることが重要。

(2) 成年被後見人等の権利制限の措置の見直し

令和元年6月及び12月、成年被後見人等に係る欠格条項撤廃等の法制上の措置が講じられた。(ニュースレター17号参照)

このように、利用促進施策の中には、これまでの取組によって一定の成果が得られたものもあれば、まだまだこれからといった施策もあります。一定の成果が得られた施策についても、利用者がその効果を実感できるよう、必要な周知・浸透を図り、適切な形で現場の運用に反映させることが大事であると考えています。

報告書では、基本計画の目指す制度の適切な利用促進を図るため、国、地方公共団体、関係機関における一層の取組の推進が求められました。国としても、こうした中間検証の結果をしっかりと受け止め、今後も利用促進施策の推進に努めてまいります。



国としてはどのようなことに取り組むのですか?

中間検証報告書においては、中核機関や 市町村計画の策定の推進、意思決定支援の 推進、任意後見・補助・保佐等の広報・相 談体制の強化など、基本計画に掲げる施策 を推進するための各種取組が掲げられてい ます。

これを踏まえ、国において、中核機関や 市町村計画の策定を推進するために以下の 取組を実施することとしています。

- ①令和2年度予算案に計上している都道府県向けの体制整備アドバイザー事業や市区町村向けの中核機関の立ち上げ支援、中核機関等における適切な後見人候補者を家裁に推薦するための受任調整会議や専門職による市民後見人・親族後見人への専門的な相談への補助等を活用し、自治体の取組を支援
- ②全国各地の中核機関の立ち上げや先駆的取組を多数盛り込んだ事例集を作成し、本年4月末に各自治体や社会福祉協議会に送付する予定
- ③令和元年度から実施している市区町村職員 や中核機関職員等向けの国研修など各種取 組を実施する予定

また、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を策定し、令和2年秋頃から「後見人等向けの意思決定支援研修」を全国各地で実施します。

任意後見・補助・保佐等の広報や相談体制を強化するための事業について新たに実施することとしています。(詳細別途連絡)

このほか、各種ガイドラインや本人情報 シートの普及推進、後見制度支援預貯金の 導入促進や、中間検証報告書で指摘された 各種検討課題について検討していくことと しています。

こうした取組を通じ、成年後見制度の利 用促進の取組を推進していきます。



自治体として、どのような ことに取り組めばいいです か?

自治体の皆様におかれては、特に以下の 取組をお願いしたいと考えています。

- ①令和3年度末のKPIを踏まえた地域連携 ネットワークの中核機関の整備や市町村計 画の策定の推進
- ②市民後見人や法人後見の担い手の育成・活 用
- ③市区町村長申立の適切な実施
- ④成年後見制度利用支援事業の推進

これらは、基本計画で今後の施策の目標 として掲げた全国どの地域においても必要 な人が成年後見制度を利用できるよう体制 整備をお願いするものです。

市区町村の皆様におかれては、上記の体制整備の推進をお願いします。また、令和元年度から実施している市区町村や中核機関等向けの国研修への積極的な参加をお願いします。(詳細別途連絡)

都道府県の皆様におかれては、家庭裁判 所、都道府県社会福祉協議会、専門職団体 等と連携し、広域的な観点から管内市区町 村の体制整備に向けた支援をお願いしま す。

詳細につきましては、別途、厚生労働省から各都道府県宛に通知を発出していますので、ご覧ください。(「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について)

次年度も、本ニュースレターで各地域の取組を紹介して参ります。 「新しく中核機関を整備した」 「計画を策定した」等のご報告を お待ちしています。

また、Q&Aを一層充実させ、 皆様の疑問に応えて参ります。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111 [代表] (内線 2228) FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進





令和2年5月18日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第 23 号

「初めまして」のみなさまへ

成年後見制度利用促進室では、1~2か月に1回程度、 成年後見制度利用促進についての最新の動向や、各自治体 の取り組み状況、よくお問い合わせをいただくQ&A等の 解説を、「成年後見制度利用促進ニュースレター」にてお 届けしています。

都道府県の担当部局を通じて各市区町村担当部局にメール配信しているほか各関係団体にも配信、また厚生労働省「成年後見制度利用促進」のホームページにも掲載しています。市区町村の担当部局の皆様におかれましては、中核機関や権利擁護関係部署への転送を、お願い致します。

本号の掲載内容

「初めまして」のみなさまへ

- 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた事務連絡等について
- 2. 国庫補助協議中です!
- 3. よくあるQ&A「今年の4月より着任 しました」
- 4. 成年後見制度の利用者に関する特別定額給付金の申請等について

1. 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた事務連絡等について

新型コロナウイルス感染症の対処に関する全般的な方針や、対策の実施に関する重要事項については、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年5月14日変更)で示されています。この基本的対処方針等に基づき、社会福祉の分野における留意点等について、随時、事務連絡等が発出されています。

成年後見制度利用促進等に関してこれまでに発出された事務連絡で直近のものは、以下【参考】のとおりですが、今後も、状況に応じて様々な事務連絡等が発出される可能性があります。以下の厚生労働省ホームページに順次掲載することとしていますので、随時確認をお願いします。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症情報 > 新型コロナウイル ス感染症について (中華人民共和国湖北省武漢市における新型コロナウイルス関連肺炎の発生について) > 社会福祉・雇用・労働に関する情報一覧 (新型コロナウイルス感染症)

【参考】成年後見制度利用促進等に関して発出された事務連絡

成年後見制度利用促進主管部局あての事務連絡

新型コロナウイルス感染防止等のための中核機関・権利擁護センター等における対応について(令和2年4月8日事務連絡)

日常生活自立支援事業主管部局あての事務連絡

新型コロナウイルス感染防止等に係る当面の日常生活自立支援事業の業務における留意点等について (再周知) (令和2年4月28日事務連絡)

※この事務連絡 記の2において、金融機関との調整を必要に応じて行う等としていますが、金融機関においても配慮いただきたい旨、関係団体に協力依頼の事務連絡を発出しています。

2. 成年後見制度利用促進関係の国庫補助協議中です!

「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」は、生活困窮者負担金及び補助金に 含まれており、現在の補助協議中です。詳しくは、下記事務連絡をご覧ください。

<締切> 5月20日

「令和2年度生活困窮者自立相談支援費等負担金及び生活困窮者就労準備支援事業費等補助 金国庫負担(補助)協議について(依頼)」

(令和2年4月21日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長補佐より事務連絡)

- ※ 「410 成年後見制度利用促進体制整備推進事業」には都道府県補助メニューと市区町村 補助メニューがあります。市区町村補助メニューには、<u>今年度より「受任調整」と「後見</u> 人支援」の取組を補助するものを新設しています。
- ※ 市区町村補助メニュー「(2)中核機関立ち上げ支援事業」では、「国で実施する市区町村職員、中核機関職員(中核機関の委託予定先の職員を含む)向け研修に参加するための旅費」について補助対象とすることをお伝えしています。今年度は、福岡、仙台、東京の3カ所で、基礎研修(3日間)、応用研修(3日間)を予定しているほか、東京で都道府県担当者研修(1日)の開催を予定していますが、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現時点では開催時期や開催自体の可否までは確定しておりません。見とおしが立ち次第、ニュースレター等でお伝えしていきます。

高齢者福祉関係の補助メニューである「権利擁護人材育成事業」も、現在、補助協議中です。

<締切> 6月8日

詳しくは、各地方厚生(支)局地域医療介護総合確保基金(介護人材分)担当者からの事務連絡 をご確認ください。

障害福祉関係の補助メニューである「成年後見制度普及啓発事業」も、現在、 補助協議中です。詳しくは、下記事務連絡をご覧ください。

<締切> 6月11日

「令和2年度「障害者虐待防止対策支援事業」及び「成年後見制度普及啓発事業」の要望見 込額(協議)について(依頼)」

(令和2年5月14日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室より事務連絡)

中核機関の財源としては、上記の補助事業等を活用することが可能です。申請についてご検討ください!

ご不明な点がありましたら、利用促進室へお問い合わせください。



3. よくあるQ&A

当室に電話や研修時にお寄せいただいたご質問について、Q&A方式で解説しています。



<u>今年の4月より成年後見制度利用促進の主管部局に着任しました。</u>

成年後見制度そのものも、担当となって初めて勉強しました。利用促進のポイントや市区町 村や都道府県の役割について、端的に教えてください。

成年後見制度の利用の促進に関する法律(いわゆる成年後見制度利用促進法)の第1条は、以下のように書かれています。判断能力が不十分なことから、財産管理や日常生活等に支障が生じている人を、社会全体で支え合う共生社会実現の一手段として成年後見制度がとらえられている。こと、成年後見制度の利用が必要ない人にむやみやたらに利用促進することを目標とはしていないことを、理解しておきましょう。平成31年4月25日発行の第15号ニュースレターでも、着任者向けのQ&Aを掲載していますので、こちらもご参照ください。また、このQ&A後に発出した室長通知もご覧ください。

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第一条

この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

現在、利用促進法に基づいて閣議決定された国の<u>「成年後見制度利用促進基本計画」</u>(いわゆる「基本計画」)にしたがって、様々な関係省庁が連携し、施策を進行中です。昨年度は中間年度にあたったことから<u>成年後見制度利用促進専門家会議における中間検証ワーキング</u>が実施され、3月に<u>中間</u>検証報告書がまとめられました。詳しくはニュースレター第22号をご覧ください。



市区町村の体制整備にあたり、法的根拠と具体的役割を教えてくださ

成年後見制度利用促進法第5条では、地方公共 団体に対し、自主的かつ主体的に、その地域特性 に応じた施策の策定・実施を行う責務を定めてい ます。また、第14条第1項及び第2項では、市区 町村及び都道府県の講じる措置を定めています。 さらに、基本計画は、「全国どの地域においても 必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地 域において、権利擁護支援の地域連携ネットワー クの構築を図る」ことを目標としており、市区町 村にネットワーク構築の役割を求めています。

具体的には、<u>権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核となる機関(いわゆる中核機関)の整</u>備、協議会等の設立・運営といったネットワーク

の体制整備において、市区町村が地域の実情に応じた積極的な役割を果たすことが求められています。

また、国では、各施策の進捗状況を客観的に把握・評価するため、KPIを定めています。自治体の取組に関する KPI としては、中核機関(権利擁護センター等を含む)を整備した市区町村数や、市区町村計画を策定した市区町村数などが設定されています。体制整備の状況については、「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果」をご覧ください。前年度と比較すると中核機関は倍増しており、体制整備を図っている自治体が養実に増えていることが分かります。

中核機関とはどのような役割を担う機関ですか?

中核機関は、地域連携ネットワークにおいて、 権利擁護支援に関する4つの機能を果たすように 主導する役割を担います。また、協議会の事務局 を担いながら、支援の全体を見渡し、必要に応じ て専門職による専門的助言等の支援を確保する役 割も担います。

実際には、市区町村の直営、社会福祉協議会 や NPO 法人等への委託、既存の権利擁護センター 等との協働運営、複数市区町村での広域実施、都 道府県や都道府県社会福祉協議会等との機能分担 など、整備の仕方は様々です。各地域の具体的な 取り組み例を、利用促進室のホームページや過去 のニュースレター等で紹介していますので、ご参 照ください。

中核機関及び地域連携ネットワークが担う4つの機能

- ①広報機能 ②相談機能 ③制度利用促進機能(受任者 調整、担い手の育成・活動の促進)④後見人支援機能
- ★将来像を見据えた上で、小さく生んで大きく育てる観 点から、まずは広報機能、相談機能の整備から段階的 に取り組んでいきます。

いわゆる「ハコモノ」新設によって、 1つの機関ですべての機能を担うという 視点よりも、地域の権利擁護機能をどう 整備するかといった視点でとらえると、 中核機関整備の取り組みについて、理解 しやすいと思われます。

ぜひ、「体制整備の手引き」や「実務 の手引き」を参照してください。



そのほかに、市区町村にはどのような役割が求められているのですか?

地域連携ネットワークの整備だけでなく、個別 事例の支援における適切な市区町村長申立の実施 や、低所得の高齢者・障害者に対する申立費用や 報酬の助成についての体制整備等を進めていくこ とも求められています。

さらに、これらの取組を、段階的・計画的に整 備していくため、審議会等合議制の機関を活用し て市区町村計画を策定することも市区 町村の役割となります。

今後、これらについてもニュースレ ターに掲載していく予定です。

人口規模や既存の社会資源、地理的条件等 の地域の実情を踏まえて、それぞれの地域に 即した取組を推進することがポイントです。

また、地域における取組状況を点検して市 区町村計画を策定し、計画の評価を継続的に 実施していくことで、地域連携ネットワーク を段階的に整備していくことが可能となりま す。詳しくは、「市町村計画策定の手引き」 をご覧ください。

都道府県の具体的な役割も教えてください。

都道府県は、管内市区町村全体の体制整備推進 の主導的な役割を担います。

具体的には家庭裁判所や専門職団体、都道府県 社会福祉協議会等と連携し、市区町村向け連絡会 議や研修等の実施、体制整備アドバイザーの配置 等による市区町村への助言、市民後見人や法人後 見等の担い手の確保などが求められます。

都道府県職員が積極的に市区町村に 出向き、体制整備状況を把握し、市区 町村ごとの課題や状況に合わせた支援 を行っている実践例もあります。

6月に市区町村担当者に郵送予定の 「先駆的取組事例集」にも、豊富な取る 組例が報告されています。





厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111 [代表] 厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進





4. 成年後見制度の利用者に関する特別定額給付金の申請等について

新型コロナウイルス感染症とそのまん延防止のための措置の影響に鑑み、家計を支援する観点から、日本にお住まいの方1人につき10万円を給付する特別定額給付金事業が実施されることになりました。各市区町村において、順次、その申請受付が開始されています。

成年後見制度の利用者に関する特別定額給付金の申請等について、中核機関や権利擁護センター等に相談が寄せられる場合もあると考えられることから、総務省が示している事務連絡等を踏まえ、関連する部分を次のとおりまとめましたので、御参照下さい。なお、市区町村によって取扱いが異なる可能性がありますので、市区町村が定めた実施要綱等を併せて御確認いただきますようお願いします。

1. 申請・受給対象者本人(以下単に「本人」)が成年被後見人、被保佐人又は被補助人(以下「成年被後 見人等」)である場合に、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人又は代理権付与の審判がなされ た補助人(以下「成年後見人等」)が本人の代理人として申請することは可能ですか?

可能です。(「特別定額給付金(仮称)の申請・受給の代理について」総務省自治行政局特別定額給付金室長事務連絡/令和2年4月27日を参照)

2. 成年後見人等が本人の代理人として申請する場合に、委任状の提出は必要ですか?

それぞれ次の書類を提出する場合には、委任状の提出は不要です。

- ① 成年後見人の場合:成年後見登記制度に基づく登記事項証明書(の写し)
- ② 保佐人又は補助人の場合:成年後見登記制度に基づく登記事項証明書(の写し)及び公的給付の受領に関する代理権が付与されていることが確認できる代理権目録(の写し) (「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」総務省特別定額給付金室事務連絡/令和2年5月2日を参照)

3. 本人が成年被後見人等である場合に、申請書の送付先を成年後見人等にしてもらうことは可能ですか?

市区町村の判断によって、可能です。本人の住民票がある市区町村の窓口に相談してください。 (「特別定額給付金事業における成年後見人等による申請・受給の代理に関するQ&Aについて」特別 定額給付金室事務連絡/令和2年5月2日を参照)

4. 本人は成年被後見人等ではありませんが、周囲の支援者が本人の代理人として申請することは可能です か?

代理申請・受給ができる者の範囲としては、成年後見人等の法定代理人のほか、「令和2年4月27日時点での申請・受給対象者の属する世帯の世帯構成者」「親族その他の平素から申請・受給対象者本人の身の回りの世話をしている者等で市区町村が特に認める者」が示されています。

例えば、本人が単身世帯で寝たきりの者や認知症の者等の場合には、「民生委員、自治会長、親類の者その他平素から世帯主本人の身の周りの世話をしている者について、当該者による代理申請・受給が適当であると市区町村長が特に認める場合には、当該者による代理が可能」とされています。また、その際、市区町村長は、本人と代理人との関係を説明する書類の提示・写しの添付を求めるなどして、当該代理が本人のためになされるものであることを確認することとされています。(「特別定額給付金(仮称)の申請・受給の代理について」総務省自治行政局特別定額給付金室長事務連絡/令和2年4月27日を参照)

5. 親族からの暴力等を理由に住民票がない市区町村に避難している者については、給付金を受け取れない のでしょうか?

市区町村、民間支援団体等による「確認書」が出されている等の要件に該当していれば、避難先の市区町村から給付金を受け取ることができます。詳細については、避難先の市区町村の窓口に相談してください。(「虐待等により施設等に入所措置が採られている障害者及び高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理について」総務省特別定額給付金室事務連絡/令和2年4月27日、「事前申出期間後の親族からの暴力等を理由とした避難事例の取扱いについて」総務省特別定額給付金室事務連絡/令和2年5月1日、「施設入所等児童等、措置入所等障害者・高齢者に係る特別定額給付金関係事務処理に関する自治体向けQ&Aについて」総務省特別定額給付金室事務連絡/令和2年5月15日を参照)

成年後見制度利用促進担当部署におかれては、必要に応じて特別定額給付金担 当部署に相談するなどの対応をお願いします。



令和2年6月30日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第24号

1.中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集ができあがりました。

厚生労働省令和元年度中核機関の先駆的取組調査研究事業により、<u>「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」</u>がまとめられ、市町村、都道府県、各地の家庭裁判所に送付されています。

この事例集は、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの要となる中核機関の整備に向けて、それぞれの地域が次の一歩を踏み出すためのヒントとエールがつまった事例集となっています。

本号の掲載内容

- 1. 中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集
- 2. 市町村計画の策定ポイントと実践例
- 3. よくあるQ&A「市区町村長申立」



中核機関の具体的なイメージ がさっぱりわきません。 何から手を付ければよいか、 分かりません。 中核機関を作るための人も いないし、お金もないです

中核機関の看板だけは掲げてみたもの の、次の一手が分かりません。

肝心なのは、それぞれの地域連携ネットワークの中で、中核機関の機能が整えられていくことです。理想の中核機関のかたちは決して一つではありませんし、そこに至る道も一本道ではありえません。それぞれの地域の実情に応じて、できるところから、足りないピースを1つずつ埋めていけば良いのです。どんな地域であっても、中核機関の整備に向けてできることが必ずあるのです。 (上山泰委員長の「はじめに」を再編集)



【ポイント】

- ○51 の取組事例を掲載(ホームページ上では、カラー掲載です。)
- ○取組のポイント解説のほか、取り組んだ自治体、中核機関の皆さんからのコメント、連絡先を掲載
- ○様々な探し方に応えられるよう、きめ細やかな目次
 - 地域別で探したい
 - ・中核機関の設置パターンで探したい
 - ・支援機能で探したい
 - ・地域連携ネットワークで探したい
 - ・自治体人口で探したい



中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集を拝見しました。

活用方法が丁寧でわかりやすくて、感動しました。こんなに実用的な事例集は今まで 無かったと思います。参考にさせていただきます!

当室にこのような感想が届いています。

県内の市町村社協にも配りたいので、増刷をお願いしたいです。



2. 特集:市町村計画の策定ポイントを紹介します

成年後見制度利用促進法第14条第1項では、市町村は、「市町村の講ずる措置」 として、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下、 「市町村計画」とします。)を定めるよう努めることとしています。

今回のニュースレターでは、市町村計画を策定にあたってのポイントを紹介 します。



市町村計画を策定する意義

まずは、なぜ市町村計画を策定するのかということから考えてみたいと思います。

地域共生社会の実現に対し、判断能力が不十分 な方を支える重要な手段の一つである成年後見制 度を、全国どこに住んでいても、必要な方が利用 できるよう、権利擁護支援の地域連携ネットワー クを構築する必要があります。

ただ、中核機関など様々な**体制整備は、**一足 飛びにいかないため、**順序立てて着実に進める 必要**があります。

市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

これから市町村計画を策定しようとする市区町村の担当者は、どういった事項を掲載したらよいか迷うかもしれません。国の成年後見制度利用促進基本計画では、以下のとおり、市町村計画に盛り込むことが望ましい事項を示しています。

- ✓中核機関の整備・運営の方針
- ✓権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核 機関の4つの機能の段階的・計画的な整備
- ✓チーム・協議会の具体化の方針
- ✓助成制度のあり方

市町村計画の策定パターン

市町村計画策定の手引きでは、単体計画で策定するパターンと、他の法定計画と一体的に策定するパターンを示しています。

しかし、どちらが正解かというものではありません。あくまで策定パターンは、形式的なものですので、その自治体の体制整備状況や課題、内部の人員体制など様々な観点から、どういった形式がより効果的なのかと考え、策定パターンを決めていただくことが重要です。

そのため、市町村計画において、<u>目標設定や方</u> <u>向性、優先順位、スケジュールなどを明確にする</u> ことで、着実な推進や段階的整備の担保を図るこ

とができる意義があるといえます。

「市町村計画策定の手引き」も、

ぜひ御確認下さい!

市町村計画策定のプロセスを、関係者を巻き込み、各々が主体性を有し、共通認識を形成する機会として進められると、地域の力が高まり、後々のスムーズな連携につながります。



勉強になります。

ここからは、市役所で利用促進の業務に携 わっている私からも、気づいたことをお伝え していきますネ。

実際の記載内容としては、例えば、<u>これらの事項</u> <u>に対し、</u>「広報と相談を実施する中核機関を令和3 年度までに整備します。」などの<u>明確な方針を記載</u> する方法があります。

また、<u>これらの事項をベースに、</u>権利擁護支援に関する地域課題に対し、どういった関係者と、どのように解決していくかまで、**取組を詳細に記載するのも一つ**です。

成年後見だけでアンケートを実施するのは 負担が大きい

地域共生社会の取組と一体的に進めたい

うちの市は、まだ中核機関が整備されていないし、 方針や取組を具体的に書く 必要がある

令和2年度は、介護保険法に基づく「介護保険事業計画(第8期)」や、障害者総合支援法に基づく「障害者福祉計画(第6期)」といった令和3年度からの3年間を計画期間とする行政計画の策定作業年度にあたります。

私の市役所では、既存の取組を活かす考え方から、このタイミングに合わせて、市町村計画を一体的に策定しようと考えています。



実際の市町村計画策定事例から、策定のポイントをさらに確認してみましょう!

ここからは、以下の自治体での策定事例を通じて、市町村計画を 今後策定する市区町村や、見直し・更新を検討している市区町村に おいて、参考となる整理の仕方やポイントをお伝えします。

計画の全体や、内容の詳細 は各自治体のホームページ等 で、ぜひ御確認ください。

豊田市

成年後景制度

利用促作計画

全社2年3月 9市・美田され会議が本義

- ① 神奈川県 平塚市 (人口約 26 万人、高齢化率約 27.8%、他計画一体型計画)
- ② 愛知県 豊田市 (人口約 42 万人、高齢化率約 23.0%、単体型計画)
- ③ 愛媛県 四国中央市(人口約 8.4 万人、高齢化率約 32.3%、単体型計画)
- ④ 高知県 本山町(人口約 0.3 万人、高齢化率約 45.4%、単体→他計画一体型)



「誰のための計画か、誰の権利擁護を支援するのか」といった前提の整理

策定に向けて確認しておきたいのが、誰の権利 擁護を支援するのかという視点です。市町村計画 の手引きでは、目標や具体的な施策等の方針の前 段として、「誰もが住み慣れた地域で、地域の 人々と支えあいながら、尊厳を持ってその人らし い生活を継続することができること」という目的 を確認しています。

豊田市では、このメッセージを端的に示していま す。市町村計画の題字は、被後見人の方が活動する 生活介護事業所の書道サークルによって書かれてお り、誰のための計画か、誰が主役かが、明確です。

市町村計画の手引きでは、計画策定における効

果的なプロセスを示しています。そのプロセスの

て、四国中央市では、外部の関係者や有識者を交 えた「策定検討会」と、内部の「担当者会」の両

方を設定して、市町村計画の策定を進めました。

一つである「計画策定メンバーの決定」に関し

計画の策定に係る検討・協議体制

工夫がされています。 私が視察してきた自治体 では、検討委員会での協議 を通じて、「意思決定や権

利擁護をどう担保するの か、成年後見制度はそのた めの手段の一つ」といった 確認を一貫して行ってきた

と伺っています。



<策定検討会のメンバー>

司法書士、民生委員、施設協議会代表、ケアマネ 代表、社会福祉法人、NPO法人、社会福祉協議会

また、計画の冒頭では1人の市民の物語を掲載する

ことで、権利擁護支援の必要性をわかりやすく伝える

<担当者会のメンバー>

生活福祉課、高齢介護課、発達支援課、こども 課、保健推進課、人権施策課、社会福祉協議会

私も市の担当者として、関係者等から 色々な意見が挙がると、よく悩みますネ。 予め、内部の検討体制も固めておくと、 この負担が少し解消される気がします。



計画の位置付け方・他計画との関連性

平塚市では、**地域共生社会の実現を目指し、近** 年課題となっている複合的な課題を抱える世帯へ <u>の支援の観点</u>から、行政の地域福祉計画・自殺対 策計画·生活困窮者自立支援計画·成年後見制度 利用促進計画、社会福祉協議会の地域福祉活動計 画の5つの計画を一体的に策定しています。

基本理念や基本目標は他計画と共有しつつ、成 年後見制度利用促進法に基づく市町村計画部分と **して1章を立てて、整理**しています。

一方、本山町では、まず、令和元~2年度の2年 計画を策定しています。**令和3年度以降は、「高齢** 者福祉計画・介護保険事業計画(第8期)」と 「障害者計画・障害福祉計画(第6期)」「地域 福祉計画・地域福祉活動計画」と計画期間を合わ せて、総合福祉計画内への内包を想定しています。

行政計画はタイミングもあります ので、私も関係する所属にスケジュ 一ルを確認し、早速調整していきた いと思います。



本人を始めとした住民・関係者の声や意見の聞き取り

また、市町村計画策定の手引きでも示されている 重要なプロセスとしては、「意見の聞き取りと反 映」といった過程があります。アンケートやヒアリ ング、パブリックコメントなど手法は様々あります が、四国中央市では、住民の声を拾い上げるプロ **セスとして、ワークショップを開催**しています。 ここで挙げられた課題に対する取組などを計画上 で整理することにより、より効果的な取組につな がるといえます。

共生社会につながるものになります。 市長申立件数などの数字だけではニーズを把握



しづらかったので、ある程度作業が進んだら、私 の市でも、ワークショップを実施したいですネ。

策定初期・策定途中・完成間近と、段階 に合わせて、聞き取りの方法を変えるの は、良い工夫の仕方ですね。

ワークショップを通じ、住民の権利擁護

に対する意識の醸成が図られ、計画自体も



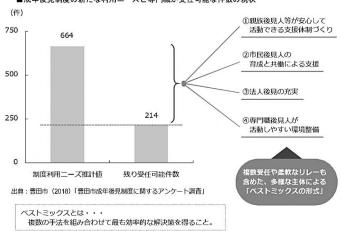
現状整理や課題設定の仕方・見せ方

豊田市では、関係機関に対するニーズ調査と専 門職に対する現状調査の2種類のアンケート結果 から、担い手確保が、地域の課題であることがわ かりました。そこで、この状況を**ギャップとして グラフを用いて見える化**したことで、協議会など 関係者の危機感が増したとともに、優先して取り 組むべき課題としての共通認識も生まれたとのこ とです。

また、この**ギャップを埋める方策についても、** 成年後見支援センターの支援歴を振り返って整理 したとのことです。これにより、豊田市では、 「本人にとってどうあるべきか」を考えることが でき、担い手確保もどれかに偏るのではなく、多

<u>様な主体によるベストミックスの形式で担い手を</u> 確保するという方向性に至っています。

■成年後見制度の新たな利用ニーズと専門職が受任可能な件数の現状



権利擁護支援に取り組む関係者の役割・行動の整理

成年後見制度の利用促進を通じ、権利擁護支援を 推進するには、単に行政や中核機関が市町村計画に 示された取組を行うだけでは十分といえません。

そこで、平塚市では、「市民、関係団体、市・ 市社協」に分類して、それぞれに期待される役割 **を整理**して、まち全体の取組としています。

豊田市では、計画内の書きぶりにおいて、常に主 <u>語を「私たち」としており、本人を含む市民が主</u> **役であるということを示す工夫**がされています。

チームや地域連携ネットワークの意味 からも、計画内に、みんなで協力しあう メッセージがあると良いですね。

また、本山町では、**取組ごとに 2020 年度末に目 指すべき目標の状態が掲げられ**ています。誰がどう いう状態であるべきかを明確にし、それに向けて、 どういった取組や行動を行うかという視点で整理が されています。

主な取組	取組内容	2020年度末の目標
	本山町権利擁護センターの整備について、町広報誌等を利用して発信する。	
		本山町権利擁護センターでは、日常的に気軽に相談ができることを認識され、中継ぎ役となる方の重圧を軽減できている。
③関連機関の連携促進	生活支援コーディネーター会 や各事例、研修会等で関連機 関との情報を共有する。	
①医療機関への広報及 び連携	医療機関に、患者等での困り ごと等を本山町権利擁護セン ターで相談できことを周知す る。	センターを相談窓口の一つと
⑤成年後見人への費用 負担支援	本山町成年後見制度利用支援 事業助成金制度等の周知を図 る。	

計画内に定める取組・優先順位の付け方

四国中央市では、これまでの実績から福祉所管部署を中核機関と位置付けることにしています。一方で、社会福祉協議会において、成年後見サポートセンターの設置構想もあることから、今後の計画として、中核機関の機能の一部または全部の委託化を検討することも市町村計画内に規定しています。

また、四国中央市の重点施策では「権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」と「広報・啓発活動の強化」に絞っています。受任調整や担い手確保といった利用促進機能や、後見人支援の機能の重要性を認識しつつも、**まずは基盤整備と制度の周知に注力する考え方を示して**います。



資源や人員なども限られていますので、メリハリを付けて段階的に取り組んでいくことが重要ですね。

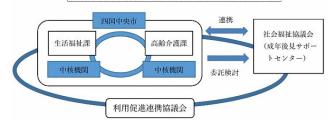
「検討する」もすごく大きな1歩です。

計画の管理・評価体制

市町村計画は作って終わりではなく、作ってからが新たなスタートともいえます。特に、<u>段階的に整備していく観点からは、取り組みを振り返り、改</u>善を図りながら進めていく必要があります。

また、平塚市では、**取組状況の把握や点検等を行 う庁内会議**と、その報告を受け、<u>進捗評価や意見、</u> **提言等を行う外部の有識者による懇話会**の2つの 推進体制を設けています。そして、庁内会議と懇話 会により、成年後見制度利用促進の個別具体性にも 対応しつつ、**最終的には地域福祉全体を確認する懇 話会において評価等されるため、平塚市全体にお いて、地域共生社会に向け、権利擁護支援がどう なっているのかの確認を行う**こともできます。

中核機関(福祉所管部署)と社会福祉協議会のイメージ図



その他、**優先順位の付け方に関して、取組の性質** ごとに3分類している豊田市の例も参考になります。

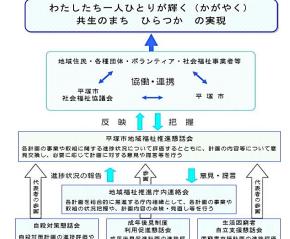
<豊田市の市町村計画での優先順位の付け方>

- ★重点…スケジュール設定をする新規・拡充の取組
- 〇基礎…確実に実施していく取組。実績を管理
- ◇懸案…体制強化に向けて検討を進める取組

そう言っていただけると助かります。 課題はわかっているので、将来形も少 し見据えながら、すぐ取り掛かるべきも のと、時間をかけるものを整理します。









市町村計画の策定を担当した職員の声

当時を振り返って、工夫してよかったと感じることは、「メインターゲットは誰かを明らかにしたこと」と「理想は求めるが、最初から完全な体制は求めないこと」の2点です。この2点から、評価時期にメインターゲットの権利擁護が図れているかを確認することで、より良い支援体制の在り方が議論しやすくなります。そして、計画を見直す等のトライ&エラーにより、PDCAサイクルの再構築が可能になります。

この考え方は、保険者機能強化推進交付金に係る評価や地域共生社会の実現との親和性が高いので、今から計画を策定する自治体においては、第8期介護保険事業計画の中で、権利擁護支援体制について、今後の対応方針を規定することも効果的な手法だと思います。

また、一番苦労し、最後まで調整を必要としたことは、検討委員会の中で3専門職の先生方や単位社協担当者、県社協担当者、関係部署課長級職員と議論を交わすにあたり、「議論の前提を揃える」ということでした。自分自身が経験した点を踏まえて、これから計画策定を予定されている担当者に激励の言葉を贈るのであれば、言葉の定義付けや社会資源の機能状況の共有、目指すべき方向性の確認といった項目ごとに、「議論の前提を揃える」作業から始めることを強くお勧めしたいと思います。

3. よくある Q&A



「市長申立が必要と思われます」と連絡をうけました。

「市長申立が必要な事案かもしれません。」という連絡を受けました。4月に着任したばかりで、申立をしたことがないのですが、どうしたらいいですか?

そもそも、市区町村長申立とは何ですか?

市区町村長は、老人福祉法や知的障害者福祉法、 精神保健福祉法を根拠に、高齢者や障害者に対し、 「その福祉を図るため特に必要があると認めると き」に、後見等開始の審判請求を行うことができま す。これを市区町村長申立と称しています。

> 老人福祉法 32 条 知的障害福祉法 28 条 精神保健福祉法 51 条の 11 の 2

どういった場合に、市区町村長申立をすることが 想定されるのですか?

当該高齢者・障害者の日常生活上の支援を図ることが必要である一方、親族による申立が期待できない状況において、市区町村長申立を実施することが想定されます。市区町村長申立については平成17年より通知やQ&Aを出しているところです。これらは「成年後見制度関係資料集 ver.5」p.81~に掲載していますので、お手元にない場合には、ご確認ください。

日常生活上の支援を図ることが必要である方の市区町村長申立の必要性は、2親等以内の親族の有無ではなく、「その親族による成年後見制度の申立が期待できるかどうか」で判断します。



また、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法においても、虐待の防止や保護、自立の支援を図るため、市区町村長申立を実施する規定があります。

高齢者虐待防止法9条2項、27条2項 障害者虐待防止法9条3項、43条2項

※虐待対応における市区町村長申立てについては、「市町村・都道府県 における高齢者虐待への対応と養護者支援について」「市町村・都道府 県における障害者虐待防止と対応の手引き」にも、記載があります。

親族調査を行うと聞きました。

市区町村長申立を検討する場合には、2親等内の 親族と、存在が明らかな3親等又は4親等の親族に 「親族申立てをする意向があるかどうか、支援をす る意向があるかどうか」の意向調査を実施します。

親族の意向調査は「成年後見制度の利用について の同意をとる意向調査ではない」という点にも、注 意が必要です。

例外として、虐待対応や重篤な経済搾取等の緊急対 応の場合は、親族調査・意向調査と並行して市区町村 長申立をすることもできます。



市区町村長申立をすべきかどうか、どのように判断しているのですか?

従来は、内部の判定会議で市区町村長申立の要否について判断している市区町村が多くありました。 現在では、受任調整会議を開き、外部の有識者(成年後見制度に詳しい専門職だけでなく、疾患や障害について詳しい専門職や地域福祉の有識者、当事者団体等)や、市民後見人、法人後見実施団体等の意見も参考にしながら、市区町村長申立についての判断をしている市区町村があります。中立性、公平性を担保し、利用者がメリットを実感できる適切な後見人等が選任されるための取組と言えます。

【検討内容】

制度利用の必要性の検討 制度利用以外の、その他の支 援の必要性の検討 申立の妥当性の確認 申立のあり方の検討 本人の意向・状況や、求められる後見事務を踏まえた 適切な後見人候補者の検討 (専門性だけでなく、年代 や性別も)

市区町村長申立てから受任調整会議を開始し、その枠組みを本人申立や親族申立の受任者調整へと広げていくことも考えられます。



候補者を推薦して上手くいかなかったとき、市区 町村が責任を問われることはありませんか?

市区町村長申立の候補者推薦は、各福祉法に基づく事務です。

- ▼老人福祉法 32条の2 1項、
- ▼知的障害福祉法 28 条の 2 1 項
- ▼精神障害福祉法 51 条の 11 の 3

市町村は、前条の規定による審判の請求の円滑な実施に資するよう、民法に規定する後見、保佐及び補助(以下「後見等」という。)の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るため、研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

市区町村は、これらの規定に基づき、後見等の業務を適正に行うことができる者の推薦その他の措置を講ずるよう努めなければなりません。ただし、最終的に後見人等を選任し、監督しているのは家庭裁判所であるため、後見人が不正を起こした場合であっても、市区町村が不正の責任を問われることはありません(第6号のQ&Aでも解説しています)。

なお、推薦した候補者が選任された後は、「すべてお任せ」にしてしまうのではなく、チームによる 支援が上手くいくよう、必要に応じた後見人支援を 行っていくことが重要と考えられます。

「立ち上げ・先駆的取組事例集」で

も、市区町村長申立や後見人候補者推薦、後見人支援の取組を紹介する取組事例が掲載されており、目次検索で探すことができます。参考になる取組が見つかります!



市区町村長申立の事務を委託できますか?

関係書類の原案の作成やその準備行為を委託する ことは可能です。委託する場合も、市区町村の責任 ある関与が求められます。第8号のQ&Aで解説し ていますので、ご参照ください。

成年後見制度利用支援事業とは何ですか?

介護保険法に規定する地域支援事業や障害者総合 支援法に規定する地域生活支援事業のうち、成年後 見制度の申し立てに要する経費 (登記手数料、鑑 定費用等)及び後見人等の報酬等の全部又は一部を 助成する事業です。平成31年4月1時点で事業の 実施自治体は、高齢者分野が1,658市区町村(独自 財源で実施する自治体を含む数、全体の95.2%)、 障害者分野が1,642市区町村(独自財源で実施する 自治体を含む数、全体の94.3%)となっています。

市区町村によって、助成対象の要件等を限定している場合がありますが、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるようにする観点から、以下のように取り組んでいくことをお願いしています。国基本計画には、市町村計画に「成年後見制度の利用に関する助成制度の在り方についても盛り込むこと」と記されています。以下のポイントを参考に、利用支援事業についても計画に盛り込んでいきましょう。

【取組のポイント】

- ・未実施市区町村においては、事業を実施する
- ・市区町村長申立の場合に限定せず、本人や親 族からの申立等も対象とする
- ・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象 としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象 とするような要件の設定とする
- ・後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、特別代理人、任意 後見監督人も助成対象とする

今年度、市区町村長申立に係る市区町村間の調整を円滑にする方策について検討する場を設ける予定です。市区町村長申立に関する実態調査も行う予定ですので、ご協力をお願いします。



利用促進室短信

◆「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(仮題)の基本的な考え方を公表

ニュースレター第 19 号でもお知らせした<u>「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」(仮題)の基本的考え方</u>を公表しています。また、複数作成されてきた意思決定支援等に関するガイドラインの関係や対象範囲等について、支援に携わる方が理解できるように整理した<u>「意思決定支援等に係る各種ガイドラインの比較について」</u>も掲載しています。ご確認ください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号 電話03-5253-1111 [代表] (内線2228) FAX 03-3592-1459 利用促進ホームページ





令和2年8月12日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第25号

- 1. 成年後見制度利用促進体制整備研修を開催します。
- ○市町村職員、中核機関職員等を対象とした研修を、以下の日程で実施 いたします。なお、今年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止 の観点から、非集合型のオンライン研修で実施します。
- ○本研修は、成年後見制度や権利擁護について体系的かつ網羅的に学ぶ ことができる貴重な機会ですので、ぜひご受講ください。研修の詳細 については、各都道府県に送付しております事務連絡等をご確認くだ さい。

> 本号の掲載内容

- 1. 成年後見制度利用促進体制整備研 修を開催します
- 2. 各地の取組紹介
 - : 全国各地で、広域連携での取 組が進んでいます! (岩手県 盛岡圏域、福岡県行橋・京都 圏域)

研 修 名	内容・ポイント		日 程	
基礎研修	権利擁護支援の基本的な考え方、地 域連携ネットワークの全体像等の理	第1回	オンデマンド受講期間 8月下旬~9月27日(日)	400 A
市町村、中核機関、権利擁	解 ○成年後見制度や権利擁護支援につい	- 第 1 凹	ライブ配信日 9月 28 日(月)~29 日(火)	400 名
護センター、市町村社会福祉 協議会等の職員向け (中核機関になる予定、見込	てゼロから解説! 初めて担当する方 も安心です。 〇市町村職員に求められる市町村申立	答。同	オンデマンド受講期間 8月下旬~10月28日(水)	400 名
みの職員も含む)	の実務についても学ぶことができます。	第2回	ライブ配信日 10月 29日(木)~30日(金)	
応用研修	中核機関職員として求められる実践	第1回	オンデマンド受講期間 10 月上旬~11 月 9 日(月)	200名
中核機関、権利擁護センター、市町村社会福祉協議会等の職員向け (中核機関になる予定、見込	の意思決定支援のミーティング、マッチングや後見人支援など幅広い相談対応に役立つ、実践的な内容です。 ○任意後見、補助、保佐類型の相談対		ライブ配信日 11 月 10 日(火)~12 日(木)	
			オンデマンド受講期間 10 月上旬~12 月 15 日(火)	200 8
応についても、講義、演習を通じて 学ぶことができます。		第2回	ライブ配信日 12月16日(水)~18日(金)	200 名
Am 446 Am 100 100 414 Am 446	都道府県研修の企画立案・運営に関す る手法、最新の施策動向などの理解		- / - ĭ=1/- D	
道府県担当者、都道府県社 福祉協議会等の職員 援に、役立てていただけます。			ライブ配信日 10 月 7 日(水)	150 名

※この他、新型コロナウイルス感染症の収束状況により、昨年度同様の集合型でも実施する可能性があります。

基礎及び応用研修については、<u>都道府県職員</u>、<u>都道府県社会福祉協議会職員</u>、<u>市区町村又は都道府県から推薦のある専門職</u>(受任調整のアドバイザー、体制整備アドバイザー、講師候補者)の方もご参加いただけます。

どちらも今年度はオンラインで実施しますが、引き続きグループワークを予定しているため、様々な地域の方とお話いただき、各地の取組の情報交換をしていただくことが可能です。



2. 各地の取組紹介します ~全国各地で、広域連携での取組が進んでいます!~

①岩手県・盛岡圏域の2市3町で中核機関が整備されました!

岩手県 盛岡市、滝沢市、雫石町、紫波町、矢巾町

○ 認知症や障害などにより判断能力が十分でない方の権利を守り、生活を支援する成年後見制度の利用促進を図るため、盛岡市・滝沢市・雫石町・紫波町・矢巾町の2市3町の共同で、令和2年4月に、中核機関となる「盛岡広域成年後見センター」を開設しました。



広域圏域の概要 (令和2年3月末時点)

	盛岡市	滝沢市	雫石町	紫波町	矢巾町	圏域全体
人口 (人)	287,326	55,325	16,263	33,090	27,227	419,231
高齢化率(%)	27.2	24.98	37.4	30.73	26.0	_
面積(k m²)	886.47	182.46	608.82	238.98	67.32	1,984.05

由	核機	塱	മ	概要
_	אוראוי	75	v	100.35

中核機関の概要	元々、NPO で法人後見等
①名称	盛岡広域成年後見センター に従事していた障害者の親
②運営開始	令和2年4月20日 などが参加しています
③運営方法	委託(受託者: NPO 法人成年後見センターもりおか)
④職員数	4名(常勤3名、非常勤1名 ※非常勤は14名がローテーションで常勤1名分の勤務を行う)
⑤手続方式	2市3町で協定締結。幹事市が NPO 法人と契約。 4 市町は幹事市に負担金納入。
⑥負担割合	○委託総額の 10%は均等割。残り 90%は対象者数(高齢者人口、療育手帳及び精神保健福祉手帳所持者数)割。○3年間の相談実績が反映できるようになる5年目からは、均等割 10%、対象者数割 70%、相談件数割 20%となる予定。○各按分の割合は、事業ごとにどの方法で按分すべきか協議し決定。
⑦事業概要	広報・啓発、相談対応、申立支援、市民後見人養成、後見人等活動支援、受任者調整、地域連 携ネットワークの構築等。

今回も市役所で利用促進の業務に携わっている私から、気づいたことをお伝えしていきますネ。 広域で実施の場合、財政折衝の際に、「負担した分が、当市の住民の利益となっているのか」と聞かれること が想定されます。そこで、盛岡地域では、実績に応じた確実な対応が図れるように、3年間の相談実績を見て、 4年目に調整を踏まえた予算要求を行い、5年目以降は応益負担の仕組みを取り入れています。こうした工夫 は、庁内の財政部門に対しての説得力が増しますネ。

また、事業ごとの按分を整理しているとのことです。コロナ禍で歳入確保が求められる中で、こうした整理の 仕方は国庫補助を申請する上でも、メリットがあると思いますネ。

広域整備のきっかけ・理由

盛岡市では、市民後見人の活動支援等の理由から、周辺市町でも、首長申立のバックアップ体制が必要などの理由から、中核機関の必要性について認識していました。しかし、財政的な負担が大きいことや、中核機関の担い手が不足していることなどの課題から、どの市町も単独での整備は難しいとも感じていました。そこで、平成29年度に盛岡市から広域での整備を提案し、具体的な協議が始まりました。



センターの看板と事務局

中核機関整備までのプロセス概要

平成 29 年度	・広域市町の介護保険担当課会議で広域整備について提案(10月)
平成 30 年度	 ・検討会議(課長級)の開催(9月、12月) →スケジュール、事務担当者会議の協議内容の合意形成 ・事務担当者会議の開催(10月、11月、1月、3月) →仕様書、負担割合、概算事業費等の協議 盛岡市が事務局となり、2市3町の課長が審査を行いました。
令和元年度	 ・検討会議(課長級)の開催(5月、6月、8月、10月、11月、2月) →担当課レベルで負担割合,事業費の決定 ・各市町での意思形成(5~6月) ・盛岡広域首長懇談会で首長による合意形成(11月) →参加市町、負担割合、事業費の決定 ・プロポーザルによる受託候補者選定(1月) ・委託先との調整(2月~) ・5市町で協定締結(3月)
令和2年度	・委託契約締結(4月1日)、開設(4月20日)

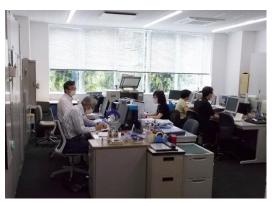
広域整備の利点

幹事市である盛岡市の担当者は、中核機関を広域 で整備する利点として、以下の5点を考えていま す。

- (1) 単独設置と比較して、少ない費用負担により設置が可能。 (スケールメリットのほか、連携中枢都市圏の形成に係 る連携協約の枠組みを利用することで、総務省の財政措 置(特別地方交付税措置)が期待できる)
- (2) 専門機関・専門職等の社会資源の確保・共有が可能。
- (3) 広域市町で養成している市民後見人の有効活用の期待。
- (4) 制度利用促進に係る課題の共有及び解決が可能。
- (5) 行政職員の人事異動に関わらず、広域市町としての方針 や知識、ノウハウの継続が可能。

広域整備に向けた調整で苦労した点と解決策

広域市町の担当課間での調整のほか、企画担当 課、財政担当課とそれぞれ調整が必要であり、各 市町で足並みをそろえて進めるために時間がかか りました。広域整備の場合は、予定どおりに進め られないことも多く、余裕を持ったスケジュール 設定が必要になります。



盛岡広域成年後見センターの様子

財源の確保は、市役所職員の腕の見せ所ですネ。 福祉だけで探すのではなく、その地域の仕組みづくりの視点から捉えられると、連携中枢都市や定住 自立圏などの発想にたどり着きやすいと思います。」



定住自立圏を活用した広域整備の事例は、「<u>中</u>核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集」で、北海道・旭川市他や長野県・飯田市他、宮崎県・延岡市他の自治体が紹介されています。

小規模な市町村であれば、権利擁護の担当者が 1 人というところも多く、庁内ではなかなか横の相談 ができない、市町村長申立のノウハウが蓄積されな いといった課題が、行政担当者的にはありますネ。 広域整備だと担当者間のつながりから、色々と相談 しやすいといった良さがありますネ。

ナルホド。だから、上のプロセス概要を見ると、スケジュールの合意形成を早めにしているのですネ。

私も早めに、関係部署への声掛けをしたいと思います。

広域整備を担当した職員の一言

広域整備は、広域の事務を経験したことがない限り、進め 方が手探りになり、調整にも時間を要するため、苦労するこ ともあると思います。

しかし、単独整備と比較するとスケールメリットの恩恵が 大きく、また、特に規模の小さい自治体は、資源が不足して いる場合でも、他自治体と共有することで、整備が 可能になることもありますので、積極的に検討する 価値はあると思います。

<u>②福岡県の行橋・</u>京都地区の1市2町で中核機関が整備されました!

福岡県 行橋市、苅田町、みやこ町

○ 行橋・京都地区(行橋市、苅田町、みやこ町)では、判断能力が不十分になっても安心して生活できる地域を目指し、令和2年7月に中核機関となる行橋・京都成年後見センターを1市2町で開設しました。



広域圏域の概要 (令和2年3月末時点)

	行橋市	苅田町	みやこ町	圏域全体
人口 (人)	73,113	37,361	19,349	129,823
高齢化率(%)	29.6	24.5	40.0	_
面積(k m²)	70.05	48.98	151.34	270.37



行橋・京都成年後見センターの様子

中核機関の概要

①名称	行橋・京都成年後見センター
②運営開始	令和2年7月1日 元々、隣接する北九州市で
③運営方法	委託 (受託者:一般社団法人 北九州成年後見センター) センターを実施している法人
④職員数	4名(センター長1名、社会福祉士2名、事務職1名) に委託をすることで、人材や
⑤手続方式	1市2町で議決により施設の共同利用に係る協議書を締結。 2町は行橋市に負担金を納入。
⑥負担割合	均等割 20%、人口割 20%、利用者割 60%
⑦事業概要	広報事業、2次相談(1次相談として各地域包括支援センター等)、後見人支援

広域整備のきっかけ・理由

行橋市では、これまで成年後見制度利用促進に 関する取組があまり進んでいなかったため、相談 等の機能を果たす中核機関の設置の必要性を認識 していました。そこで、従来から介護保険業務の 運営や医療の連携などでも、同じ圏域でつながり のあった苅田町とみやこ町の2町に相談を持ちか け、共同運営で進めることにしました。 広域で実施することはメリットもありますが、特にセンターの所在地ではない市町村の住民から「遠い」との印象を持たれては担当者としてツラいですネ。

また、地域の相談支援機関から、広域のセンターに丸 投げになってしまう恐れもあります。

行橋・京都地区では、住民に近い地域包括支援センターなどがまずは相談をきちんと受け止め、そして成年後見センターが2次相談機関として制度利用の判断や方針の検討を行い、全体の仕組みとして実施しているので、これらの課題もクリアできそうですネ。

同じエリアの介護事業所や病院といった関係機関側からすると、A市でもB市でも同じ対応となるので、現場レベルの連携が非常にスムーズになりやすいです。



中核機関整備までのプロセス概要

平成 29 年度	11月 1市2町課長会議において、中核機関を共同で設置する方針で合意
平成 30 年度	5月 中核機関の共同設置に向けた1市2町担当課長会議開始 9月 行橋市成年後見制度利用促進委員会設置条例制定 10月 行橋市成年後見制度利用促進委員会設置 3月 行橋市成年後見制度利用促進基本計画策定
令和元年度	9月 行橋・京都成年後見センターの設置に係る条例を制定 1月 行橋・京都成年後見センターを1市2町の住民が共同利用するための協議書締結
令和2年度	4月 行橋・京都成年後見センター運営業務委託の開始 7月 行橋・京都成年後見センターの相談業務開始

広域整備の利点

当圏域であれば13万人規模の自治体と同じス ケールで仕事ができ、同時に1自治体の費用負担 が抑えられます。また、広域内でしっかりと方向 性を決めて、各自治体の実績等を比較しながら、 向上心を持って業務ができます。

広域整備に向けた調整で苦労した点と解決策

予算計上や議案の上程スケジュールが1市2 町で違うため、課長会議の開催や随時連絡を取 り合い、早め早めの調整を意識し、期限をあら かじめ設定することで短期間での中核機関の立 ち上げが実現できました。

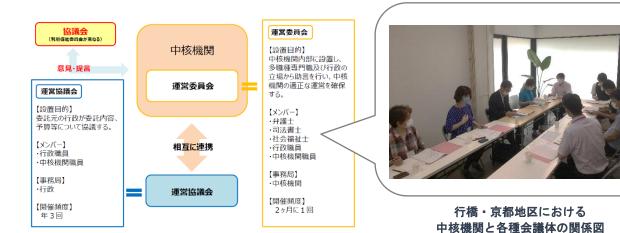
同じ投資額で、通常の規模よりも大きい内容が還 元されるのは、住民にとって大きなメリットです し、PRポイントにもなると思います。

また、私たち市役所職員が評価や検証を行う際に は、自分の自治体の実績の変化等だけでなく、近隣 の自治体との実績等も比較しながら実施しますネ。

通常は、照会やアンケートをして確認をするので すが、広域で実施しているので、既にそういったデ -タ収集ができていることになります。

どの市町村も予算は秋ごろ、議会が 3,6,9,12 月と 概ねの時期は一緒ですが、確かに要求額の提示や査定 方法、議案提出〆切は異なりますネ。

私も、自分の自治体ルールが普通と考えずに、丁寧 に情報交換・確認作業を進めたいと思います。



広域整備を担当した職員の一言

広域連携の方法は様々ですが、その地域に合うものが必ずあります。また、人口の少ない自治体は単独での 中核機関の立ち上げと運営には大きな費用を要しますが、広域連携をすることで費用を抑えることが可能です。 広域連携は1自治体で中核機関を立ち上げるよりも、煩雑な事務や自治体間の調整をする必要が生じますが、実際 に利用される住民のメリットの実現に向けて、積極的な検討を進めてください。

私の調査報告書

① 広域整備は、担当者間の悩みの共有から始まる可能性がある

中核機関の必要性を担当者(市町村だけでなく市町村社協も含め)は感じていますが、人員や財政的な負担から もう1歩を踏み出すのが難しい模様です。これをクリアするために、都道府県が「圏域の勉強会」として、担当者 が気軽に集まり、話すきっかけづくりをしているところもあります。また、このような場に、専門職も参加するこ とで、担当者の想いのバックアップや、更なる意識醸成につながるといったメリットがあります。

- ② 広域整備では、中核機関整備までのスケジュール、協議・合意形成の場を早い段階で設定しておくことが重要 どちらの事例も整備までに2年半を要しています。市町村間の合意、実質的な協議、予算要求などを逆算してお くことと、課長級などの会議により、何をどの場で協議・決めるのかを明確にしておくことが重要です。 REPORT
- ③ 圏域内の各市町村単位の仕組みや関係性も合わせて、広域の仕組みを考える

住民がまず相談する場所としては、地域包括支援センターや市町村社会福祉協議会等が想定されますので 広域の中核機関と地域の関係機関とが、どう役割分担するのか等まで一緒に考えることが大切です。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111 [代表] (内線 2228) FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ 厚_{生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進}





令和2年9月7発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第26号

室長就任のごあいさつ

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室長 松﨑 俊久

8月7日付けで成年後見制度利用促進室長に着任した松崎と申します。

「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成28年に制定されてから4年あまりの年月が経過しました。この間、「成年後見制度利用促進基本計画」の策定を経て、少しずつではありますが、中核機関を整備して、必要な人が成年後見制度を利用できるようにしていく地域連携ネットワークづくりに取り組む自治体も広がってきたように思えます。

他方で、地域連携ネットワークづくりのためには、福祉関係者や法律関係者など多くの専門職との連携が必要であり、なかなか一歩を踏み出せない自治体もあるようです。国では多くの自治体のみなさまと接する機会がありますが、明確な課題意識を持った自治体の方々は、数々の取組事例に触れることを通じて、地域連携ネットワークづくりは既存のネットワークを広げていくことで可能となること、そしてそのアプローチは様々であってよいことが実感を伴って理解できるようになり、地域の既存のネットワークを再認識しようとするところから一歩踏み出していくことが多いようです。国としても、全国の様々な取組の紹介が、新たな取組につながっていくということを意識しながら、各種研修の実施や成年後見制度利用促進ニュースレターの作成に取り組んでいきたいと思います。

さて、課題意識という観点からみれば、都道府県が積極的に動いている地域では、市町村の課題意識も高くなり、地域連携ネットワークづくりが広がっていく傾向があるようです。現在、都道府県のみなさまから成年後見制度の利用促進に関する取組を伺うヒアリングを行っていますが、このような場が都道府県の積極的な活動につながり、ひいては市町村の積極的な活動につながっていく一つのきっかけになることを期待しています。

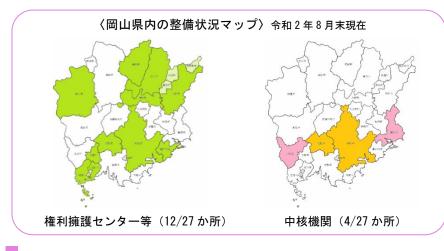
最後に、来年度は現行の「成年後見制度利用促進基本計画」の最終年度にあたります。成年後見制度 を通じて、ノーマライゼーション・意思決定支援・身上保護の実践が広がっていくよう、みなさまと伴 走していきたいと思います。よろしくお願いいたします。

利用促進室短信 ~国 基礎研修について~

「令和2年度成年後見制度利用促進体制整備研修の受講決定の考え方について」(令和2年8月25日付け当室事務連絡)でも案内しておりますが、本研修には定員の2倍以上というお申込みをいただきました。全員が受講できるようにするための検討を重ねましたが、全ての方のご希望に沿うことは演習実施の体制上難しい状況になっております。現在、幅広く研修内容をお届けする方法を検討しております。詳細が定まりましたら、改めてご案内致します。

1. 各地の取組紹介 ~岡山県で開催された市町村・社協対象の研修会のポイント~

- ○都道府県や都道府県社協の担当者の方から「中核機関整備に係る研修会を開催したいけど、どんな内容 を企画すれば良いのだろう…」というご相談が寄せられています。
- ○そこで、研修企画について、令和2年8月7日(金)に岡山県社会福祉協議会が開催した「令和2年度 第1回 市町村社協 法人後見連絡会」の中で、工夫されていたポイントをご紹介します!





研修を企画する担当者が開催前に考えていたこと

研修のテーマや対象者について、現在の岡山県内の整備状況や市町村・ 市町村社協から聞いていた声、そして地域での権利擁護支援体制を充実し たものにするためには市町村と市町村社協の連携が不可欠であるとの認識 を勘案し設定しており、担当者の工夫が見られます。 研修をひとつの機会・変化点と 捉えて、研修の前後の状態を描 きながら企画していくことが重 要ですね。

1県内の整備状況から

中核機関の整備について、 市町村ごとに取組段階の 開きがある

3県との共通認識から

市町村と市町村社協の連携が不可欠

②現場の声から 中核機関の必要性は分かってきたが、どうすればよいか、どう連携したらよいかわからない・・・



研修の企画に反映

<全体テーマ>

中核機関の設置に向けた不安払拭や、 悩みの解消、立ち上げに向けた動機づけ

<参加対象者>

毎年市町村社協のみを対象としていたが、 県担当者と相談し、県・市町村、家庭裁判 所にまで拡充

研修のプログラムにおけるねらいと工夫したポイント

プログラム	テーマ	発表者等
① ミニ制度解説	「初めてでも大丈夫!10分で分かる『中核機関』」	岡山県社会福祉協議会
② Bn 40 47 △	「瀬戸内市権利擁護センターの取組内容について」	瀬戸内市社会福祉協議会
2 取組紹介	「岡山市の中核機関について」	岡山市社会福祉協議会
③ 意見交換	「みなさーん、中核機関の設置どうしてますか?」等	グループワーク
④ 情報提供	「地域連携ネットワークにおける家庭裁判所の役割」	岡山家庭裁判所
⑤ 中央情勢報告 (オンライン講義)	「成年後見制度利用促進計画と中核機関に期待される役割」	厚生労働省成年後見制度利用促進室

①ミニ制度解説「10分で分かる『中核機関』」

参加者の中核機関に対するハードルを下げる とともに、その後の意見交換等を行う上でベースとなる中核機関に関する考え方や言葉の共有 化が必要であることから、初任者でもわかる平 易な表現を用いた説明をしています。



②中核機関の取組紹介

単に先進事例を取り上げるのではなく、以下のポイントから2つの実践例を選定し、紹介しています。

[1]瀬戸内市

(現在、中核機関整備に向けて準備中の市町村)

既存の権利擁護センターの取組を、中核機関整備に向 けた検討・準備内容と合わせて伝え、参加者が中核機 関を新たなハコモノではなく、既存の資源を活かして 前向きに取り組めるイメージを持てるようにする。

③参加者同士の意見交換

活発な意見交換が行われるように、市町村グ ループと市町村社協グループといった同じ立場 の集まりにしています。また、中核機関の準備 段階から整備までの色々な話題について、自由 に担当者レベルでの不安や悩み等を共有できる よう、行政圏域や取組状況を敢えて区切らない といったメンバー設定の工夫があります。

[2]岡山市

(令和2年4月に中核機関を整備した市町村)

中核機関の整備前後で変わったことや、成年後見制度 利用促進機能等今後拡充していく機能などを伝え、参 加者が中核機関整備後の状態をイメージができるよう にする。

この結果、取組紹介 を聞いた感想や疑問の 共有から徐々に話題が 盛り上がり、様々な観 点からの意見交換が実 施できたとのことです。



④家庭裁判所からの情報提供・⑤厚生労働省による中央情勢報告(オンライン)

①~③の後に、岡山家庭裁判所からは、地域 連携ネットワークにおける家庭裁判所の役割を 伝え、また、厚生労働省成年後見制度利用促進 室からは、全体的な総評も含め、各取組紹介が 制度のどこに位置付いているのかの解説や、他 都道府県の先進取組等について紹介するよう、 企画されました。



家裁の役割を知り、市町村の動き に沿った連携が開始されることで 充実した体制につながります。 また、利用促進室ではオンライン でも行政説明を実施しています。 研修など、オンラインを活用した



研修の効果と研修後の取組に向けて

以上の様に、市町村職員と市町村社協職員 が一同に会する機会を設けたことで、参加者 からは「中核機関整備前後の状況などが分か り、良い刺激になりました」「自分たちの市 町村ではどうしたらよいか、これから市役所 と社協で一緒に考えていきます」等、中核機 関整備に向けた前向きな声が挙がり、当初の 目的を達成できたといえます。

さらに、研修を一時的なイベントとしてでは なく、プロセスとして捉え、意見交換等で挙が った内容を、研修後に深掘りやフォローアップ をしていくことで体制整備につながります。岡 山県社会福祉協議会では、今年度秋頃に、市町 村等を対象として岡山県と岡山家庭裁判所が圏 域ごとに開催する「情報交換会」に、今回の内 容をつなげられるよう、引き続き、関係機関と の連携を進めていくとのことです。

また、岡山県社会福祉協議会では、これまで 培った日常生活自立支援事業や法人後見事業、 権利擁護センター開設支援等の経験を踏まえ、 地域福祉の推進の一環として総合的な権利擁護 支援体制の構築に向けた後方支援を行っていき たいと考えているとのことです。

こうした都道府県や都道府県社会福祉協議会 による具体的な活動支援体制も合わさると、さ らなる充実が期待されます。





厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111 [代表] (内線 2228) FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ 厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進





令和2年11月6日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第27号

- 1. 全国的な相談体制の強化のため、 相談窓口「K-ねっと」を開設しました
- ○成年後見制度利用促進基本計画では、全国どの地域においても必要な人 が制度を利用できる地域の権利擁護支援体制づくりを進めています。
- ○一方で、このような体制づくりの進め方に関する相談先がなかったり、 また中核機関等の市町村体制だけでは対応しにくい課題もあります。
- ○そこで、自治体や中核機関等からの二次的な相談を受け、専門的な助言を 行うことにより全国的な相談体制を強化するため、相談窓口となる「権利 擁護支援体制全国ネット(通称: K-ねっと)」をこの度開設しました。

> 本号の掲載内容

- 1. 全国相談窓口「K-ねっと」を開 設しました
- 2. 「意思決定支援を踏まえた後見事 務のガイドライン」を公表しまし た



<相談の流れ>

TEPT

例えば、

- ●研修通りに進めてもうまくいかない…
- ●先進事例を教えてほしい…
- ●○○との連携をどうしたらよい?
- ●対応に困っているケースの助言がほしい。 といった地域の権利擁護支援体制づくりに関す る困り事があれば、ご相談ください。

市町村・都道府県・中核機関の職員など、 どなたでも相談していただけます。 電話でもメールでも、まずはお気軽に相談 して下さい。

自治体 • 中核機関

11相談

②助言

K-ねっと

- ●専門相談員(アドバイザー)
 - 日本弁護士連合会
 - ・成年後見センター・リーガルサポート
 - 日本社会福祉士会
 - 自治体職員

連携



厚生労働省 成年後見制度利用促進室



STEP2

- 「K-ねっと」が有している情報から、助言や 事例紹介等の対応を行います。
- ●また、必要に応じて、各専門知識を有したアドバイザーにも専門的な助言を仰ぎながら、 実践に即した助言等を行います。

お問合せ・ご相談は こちらまで

受付時間:月~金

午前9時30分~午後5時30分

全国相談支援体制強化事業 権利擁護支援体制全国ネット: K - ねっと

(厚生労働省委託事業、運営:社会福祉法人全国社会福祉協議会)

2 03-3580-1755

🗷 k-net@shakyo.or.ip

2.「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を 公表しました

▶ ガイドライン作成の背景・経緯

どのような経緯で、ガイドラインが作成されることになったのですか?

成年後見制度利用促進基本計画では、後見人が本人の特性に応じた適切な配慮を行うことができるよう、意思決定支援の在り方についての指針の策定に向けた検討を行うこととされています。利用者がメリットを実感できるような制度・運用となるには、後見人がその裁量において行う後見事務が意思決定支援の考え方に沿って行われる必要がありますが、専門家会議においても、そのためには、後見人による意思決定支援の在り方について、具体的で実践可能な指針が策定される必要があるという認識が共有されてきました。

これを受け、最高裁判所、厚生労働省及び専門職団体(日本弁護士連合会、成年後見センター・リーガルサポート、日本社会福祉士会)をメンバーとするワーキング・グループを開催し、令和元年5月以降、それぞれの知見を活かして意見交換を重ね、本人の視点を踏まえた指針の策定に向けた検討を進め、利用者の立場を代表する団体からのヒアリング等を行った上で、令和2年10月30日、ガイドラインの公表に至りました。

▶ 当事者の関与

作成に当たって、当事者は関与したのですか? 一般の方から意見募集はされたのでしょうか?

作成過程において、令和元年 11 月に開催された専門家会議第 3 回中間検証ワーキング・グループの場で、検討状況を報告するためにガイドラインの概要を説明し、基本的な方向性について了承を得ています。さらに、令和 2 年 2 月には当事者団体(※)からのヒアリングを実施した上で、そこで頂いた意見を踏まえた修正案をさらに当事者団体に送付し、内容を再度確認してもらうというプロセスを経ました。ヒアリングの際にも、ガイドラインの基本的な考え方については理解を得られたものと認識しています。

※当事者団体

(公社)全国精神保健福祉会連合会(みんなねっと) 全国手をつなぐ育成会連合会

(一社)日本発達障害ネットワーク (JDDnet)

(一社)日本メンタルヘルスピアサポート専門員研修機構 (公社)認知症の人と家族の会 人権擁護専門員会委員

また、ガイドラインの公表に先立って、令和2年5月末、ガイドラインの基本的な考え方を、ワーキング・グループに参加する各団体のウェブサ

イト上で公表し、約1か月の期間を設けてこれに 対する意見を募集しました。ガイドラインや基本 的な考え方は、そこで寄せられた意見も踏まえた ものとなっています。

▶ ガイドラインの対象

ガイドラインは誰を対象にしていますか?

このガイドラインは、専門職後見人だけでなく、親族後見人や市民後見人を含めて、後見人、保佐人、補助人に就任した方(以下、後見人等)を広く対象とするものです。また、何が後見人等に求められているかについての具体的なイメージを示しているため、中核機関や自治体の職員にとっても、業務の参考となるものとなっています。

▶ ガイドラインの内容

ガイドラインはどのような内容になっています か?

本人の意思決定に必要な情報を提供したり、本人の意思や考えを引き出したりして、本人が「自分で決める」ことを支援することを「意思決定支援」と言います。このガイドラインは、後見事務において、意思決定支援を踏まえた後見事務を行う際のプロセスや、意思決定支援を尽くしたけれども本人が意思を決定することが困難な場合などに行う「代行決定」のプロセスを示したものです。

ガイドラインの全体像を把握するには、まず「基本的考え方」や「チャート図」を見て下さい。

▶ ガイドラインを使用する場面

どのような場面で使うガイドラインなのでしょうか?

後見人等として意思決定支援を行う場面での使用を想定しています。本人にとって重大な影響を与えるような契約等をする場合は、後見人等も意思決定支援をすることになります。例えば、施設に入所するかどうかなど、本人の住む場所を決める場合や、自宅や高額の資産を売却する場合などが考えられます。その他の場面でも、後見人等として、周囲の支援者が意思決定支援を適切に行っているかどうかを確認することが求められます。

▶ 後見人等の事務への統一的な基準?

ガイドラインは、後見人等の事務に対して全国 一律の基準を定めるものなのでしょうか?

後見人等による意思決定支援の在り方について は、様々な考え方がある上、実際の事案において は、本人の状況も含め、関連する事情は千差万別 で、その全てを網羅する指針を示すことは、現実 的でも相当でもないと思われます。そのようなこ とを踏まえ、このガイドラインは、最高裁判所、 厚生労働省及び専門職団体がそれぞれの知見を活 かした意見交換を行い、共通の認識が得られた内 容を前提として、読み手である後見人等におい て、いわば意思決定支援の勘所をイメージできる ように考え方をまとめたものとなっています。後 見人が意思決定支援を踏まえた後見事務を行う上 で、このガイドラインが参考にされ、意思決定支 援についての共通理解が深まること、後見人等に おいて、このガイドラインや既存のガイドライン 等を参考として、本人・支援者らの状況や各地の 実情等に応じた後見事務が行われることが、期待 されます。

▶ 報酬との関係?

ガイドラインができたことによって、後見人等 の報酬に影響はあるのでしょうか?

このガイドラインは、後見人等に選任された方が、本人の意思を尊重した後見事務を実践するために参考とするためのものです。後見人等の報酬は、事件を担当する家裁の裁判官が個別の事案ごとに判断すべき裁判事項であり、このガイドラインは裁判官の判断を拘束するものではありませんが、後見人

等は本人の意思を尊重して後見事務を行うべき義務を負っており、後見人等の後見事務の遂行が裁量の 濫用・逸脱にあたる場合に報酬が減額され得ること はこれまでと変わらないと思われます。

▶ 他のガイドラインとの関係性

他の意思決定支援に関するガイドラインとはどのような関係でしょうか?

意思決定支援に関する他のガイドラインとは、 対象者や使用する場面が異なります。成年後見制 度利用促進室のホームページでは、これらの<u>ガイ</u> ドラインの比較表</u>を掲載していますので、くわし くはそちらを御確認ください。

▶ ガイドラインの研修

このガイドラインについての研修が実施されますか?

今年度、来年度の2年間をかけて、全都道府県において、厚生労働省の委託事業として、研修を 実施します。詳細が決定したら、ニュースレター でも御案内します。

▶ ガイドラインの入手先

ガイドラインはどこで手に入れることができま すか?

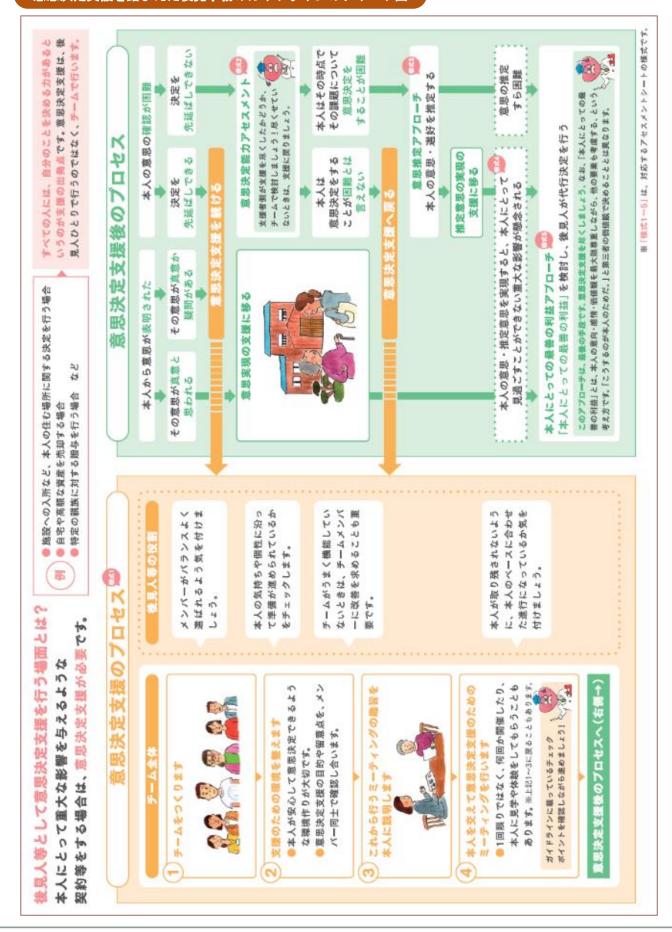
<u>裁判所ウェブサイト「後見ポータル」</u>や、<u>成年後</u> 見制度利用促進室のホームページで入手可能です。

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン 目次(抄)

- 第1 はじめに
 - 1 ガイドライン策定の背景
 - 2 ガイドラインの趣旨・目的等
- 第2 基本的な考え方
 - 1 本ガイドラインにおける意思決定支援の定義
 - 2 本ガイドラインにおける意思決定能力の定義
 - 3 本ガイドラインにおける意思決定支援及び代行 決定のプロセスの原則
 - 4 後見人等として意思決定支援を行う局面
- 第3 意思決定支援における後見人等の役割
 - 1 関連する基本原則の確認
 - 2 意思決定支援のための環境整備(事前準備)
 - 3 後見人等の関与する意思決定支援の具体的なプロセス(個別課題が生じた後の対応)

- 第4 意思決定や意思確認が困難とみられる局面における後見人等の役割
 - 1 関連する基本原則の確認
 - 2 意思決定や意思確認が困難とみられる局面とは
 - 3 意思決定能力アセスメントの方法
 - 4 本人の意思推定(意思と選好に基づく最善の解釈)アプローチ
- 第5 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が懸念される局面 等における後見人等の役割
 - 1 関連する基本原則の確認
 - 2 本人にとって見過ごすことができない重大な影響が生じる場合等
- 第6 本人にとっての最善の利益に基づく代行決定
 - 1 関連する基本原則の確認
 - 2 本ガイドラインにおける「最善の利益」に基づく代行決定
 - 3 本人にとっての「最善」を検討するための方法
 - 4 検討結果に基づく後見人等としての行動原則
 - 5 アセスメントシートへの記録

意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインのチャート図







検索

令和3年3月1日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第28号

> 本号の掲載内容

- 1. 成年後見制度利用促進ポータルサイト開設
- 2. よくあるQ&A「協議会と審議会」
- 3. 成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する事務連絡発出のお知らせ
- 4. 後見人等への意思決定支援研修開催中

ポータルサイト開設に伴い 誕生したマスコットの後犬 (こうけん) ちゃんです。 これから、どうぞよろしく お願い致します。



1. 成年後見制度利用促進ポータルサイトを開設しました

「成年後見制度利用促進基本計画」では、ご本人の自発的意思の尊重や能力に応じたきめ細やかな対応を図る観点から、「保佐・補助及び任意後見の利用促進」を施策目標として掲げてきました。今般、成年後見制度利用促進室では、保佐類型、補助類型や任意後見制度の利用促進等について焦点をあてたポータルサイトを開設しましたので、ご紹介します。

(1) 「知って備える」 キャッチコピー



特に任意後見制度の周知を意識して「よく知って、よく備えておく」ことをコンセプトとしたキャッチコピーを作成しました。平野レミさん、和田明日香さんが語り掛けるポスター、リーフレットを全国の市町村、都道府県等へ配布しています。

ポータルサイトのトップページは、このポスター、リーフレットと同じものを使用しています。ポータルサイトからは、リーフレットをプリントアウトすることも可能です。ぜひご活用ください。

(2) インタビューを含む制度説明動画の掲載

ポータルサイトには、任意後見や保佐類型を活用しているご本人やその支援者の方々のインタビューで構成された制度説明動画を掲載しています。後犬(こうけん)ちゃんが、イラストも使いながら制度活用までの流れや活用のメリット・留意点を、丁寧に説明しています。また、このほか、「市民後見人の活動編」も近日中に公開予定です。



任意後見契約を結んだ和子さん(仮名)

撮影にご協力くださったみなさま、誠に ありがとうございました。心より感謝申 し上げます。



保佐類型を利用している淑子さん(仮名)



保佐類型を利用している真司さん(仮名)

(3)対象者別のサイト構成

ポータルサイトは、対象者別の構成となっています。このほか、「相談窓口のご案内」では、全国の中核機 関を掲載しています。

本人・家族・地域の みなさまへ

- ▶成年後見制度とは
- ▶成年後見制度の種類
- ▶任意後見制度とは
- ▶法定後見制度とは
- ▶法定後見制度における成年後見 人等の選任
- ▶後見等事務を適切に行っていた。 だくための仕組み

後見人等の みなさまへ

▶成年後見人等の選任と役割 ▶市民後見人について

▶後見人等を対象として意思決定 支援研修

自治体・中核機関の みなさまへ

パスワード入力 ログイン後

▶成年後見制度体制整備研修 (基礎、応用、都道府県担当者研

▶掲示板(coming soon)

地域の関係機関の みなさまへ

- ▶介護・障害福祉事業者のみな さまへ
- ▶金融機関等のみなさまへ

(2) で紹介した 動画が掲載されて います。制度につ いて学びたい支援 者の方々にもお勧 めです。「市民後 見人の活動」は近 日配信予定です。



現在実施中の「後 見人等への意思決 定支援研修」の研 修資料や映像素材 がアップされてい ます。「意思決定 支援を踏まえた後 見事務のガイドラ イン」を学ぶ研修 を実施する際にご 自由にご活用くだ さい。

3月下旬に、自 治体・中核機関 の皆さんが情報 交換できる掲示 板をオープン予 定です。

> 現在、「成年後見制度利用促進」の 「自治体事例紹介」に掲載されてい る取組事例が簡単検索で読めるよう になります。3月下旬オープン予定

関係機関向け に、成年後見制 度や利用促進、 意思決定支援に 関係する内容を 解説していま す。

それぞれの機関 を利用する方を 対象としたリー フレットをプリ ントアウトがで きます。

都道府県担当者をとおして、市区町村担当者に自 治体IDとパスワードが配られています。

(4)本人中心、意思決定支援、共生社会実現を意識したイラスト

成年後見制度利用促進法の理念 がサイトをとおして伝わるよう、 成年後見制度利用促進施策が、こ 本人を中心に、その意思を尊重し て支える制度としての利用促進で あること、共生社会の実現に資す る制度としての利用促進を目指し ていることがイメージしていただ けるようなイラストを描いていた だきました。





令和2年度の国

研修の資料、講

義動画がアップ

されています。

受講できなかっ

た皆様、ご活用

ください。





利用促進室短信

ポータルサイトには、次年度も新たなコンテンツ(ご本人向けの制度説明パンフレットや制度説明動画、中核機関 の役割の紹介動画、ニュースレターの Q&A検索等)を掲載していく予定です。「こういうコンテンツを掲載してほし い」というご要望がありましたら、成年後見制度利用促進室までお寄せください。

2. 「K - ねっと」より「よくあるQ&A」

K-ねっとには、日々、市町村や中核機関、都道府県や都道府県社協などの皆様から、様々な相談が寄せられています。その中から、問合せの多い質問とその回答についてご紹介します。



「審議会」と「協議会」って、どう違いますか?

協議会の運営方法について、アドバイスが欲しいのですが・・・

まずは、「審議会」と「協議会」について、それぞれの根拠となる規定を確認してみましょう。

【審議会】成年後見制度利用促進法第14条第2項

〇市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

【協議会】成年後見制度利用促進基本計画

- ○後見等開始の前後を問わず、成年後見制度に関する専門相談への対応や、後見等の運用方針等についての家庭裁判所との情報交換・調整等に適切に対応するため、個々のケースに対する「チーム」での対応に加え、地域において、法律・福祉の専門職団体や関係機関がこれらのチームを支援する体制を構築する。
- 〇このため、各地域において各種専門職団体・関係機関の協力・連携強化を協議する協議会等を設置し、個別の協力活動の実施、ケース会議の開催や、多職種間での更なる連携強化策等の地域課題の検討・調整・解決などを行う。

つまり、審議会は条例により設置され、市区町村における体制整備の評価や計画策定(いわば、当該市区町村における施策)を審議する組織といえます。審議会では、当該市区町村における成年後見制度利用促進に関して、基本的な事項を調査審議させるほか、市町村計画の検討・策定を進める、地域における取組状況の継続的な点検・評価法等を担うことが期待されます。

これに対して協議会は、各地域において、専門 職団体や関係機関が連携体制を強化し、各専門職 団体や各関係機関が自発的に協力する体制作りを 進める合議体です。協議会では個別のケースについて検討を行うものもあれば、地域課題について関係者で検討・調整・解決し合うものもあります。また、その対象エリアも自治体圏域~広域圏域であったり、設置根拠も条例や規則、要綱等といったように多様な形態が考えられます。

すぐに条例制定による審議会等設置が難しい 場合や、実務家による集まりの方が地域構想を描き やすい場合では、審議会等の設置に先行して、協議 会で市町村計画を検討することも考えられます。

既存の審議会等(例えば、社会福祉法に基づく社会 福祉審議会など)を活用する場合は、成年後見制度 に関する専門職や家庭裁判所等の関係団体の関与・ 参画が得られるように留意する必要があります。



「市町村計画策 定の手引き」 p. 52~参照

協議会において話し合う地域課題の例

- ○診断書作成をしてくれる医療機関が少ない
- 〇本人情報シートの書き方についての周知の必要性
- ○障害のある人の地域生活を支える後見人が少ない→法人後見実施機関の養成へ
- ○身元保証人等がいない人の入院、転居の課題
- 〇地域で急増している消費者被害とその対策
 - →消費生活部門で開催している地域連携協議会との合同 協議会開催企画へ
- 〇成年後見利用後の家族への支援のあり方について
 - → 8050 問題への対応について

協議会運営の工夫に関する声

- ○ケースを扱う会議と地域課題を扱う会議の両方を協議会として設定しています。こうすることで、ケース会議で困った課題を、地域課題の会議に挙げていくことがスムーズになりました。
- ○協議会では組織的な動きを求めたいので、行政の部長や社協の局長にも参加してもらっています。
- ○私たちのまちでは、協議会は、市町村や中核機関への要望の場ではなく、それぞれが主体的に動くこと ができるための話し合いを行う場であるという趣旨を会の最初に確認しています。
- ○中核機関は広域で整備したのですが、地域資源の充実や民生委員など地元の方にも協力していただきた かったので、協議会は広域と市町単位の両方を設置しました。
- ○元々、障害者の自立支援協議会に権利擁護部会があったので、この会を充実させることにしました。
- ○市町村計画策定の手引きにある各機能の評価項目を参考に、定期的に現状を関係者で振り返ったり、共 有しています。



3. 成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する事務連絡発出のお知らせ

ニュースレター第 17号で、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」(以下「一括整備法」という。)が成立したことなどをお知らせしましたが、一括整備法で改正されなかった「会社法」と「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」に関する欠格条項についてもその後改正が行われ、本年 3 月 1 日に関係法律が施行されました。

これにより、成年被後見人等の欠格条項の見直し に関する全ての法律及びこれらの下位法令が施行さ れたことになりますが、国や地方公共団体等の職員 の採用募集において、試験を受けることができない 者として成年被後見人等を誤って掲げる等の事例も 見受けられます。

これを受けて同日に、成年後見制度利用促進室から都道府県や関係府省等に対して、一括整備法の公布の際に内閣府から発出された通知(政省令、条例、規則、通知等で独自に設けている成年被後見人

等に係る欠格条項についても速やかに見直しを行う ことなどを求めるもの)を示した上で、欠格条項の 見直しに関連する対応状況の確認と必要に応じた対 応などを求める事務連絡を発出しました。

関係地方公共団体、関係団体の皆様におかれては、一括整備法等の趣旨を踏まえ、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、再度、入念な確認をお願いいたします。

都道府県宛成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等に関する周知と対応について(依頼) (令和3年3月1日事務連絡)

各府省宛 成年被後見人等の権利の制限に係る 措置の適正化等に関する周知と対応について (依頼) (令和3年3月1日事務連絡)

4. 「後見人等への意思決定支援研修」開催中です

<u>ニュースレター第27号</u>で、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドラインを公表したことをお伝えしました。このガイドラインについて学ぶ「後見人等への意思決定支援研修」を開催中です。





第1章	意思決定支援と代行決定
第2章	後見事務における意思決定支援
第3章	意思決定支援を踏まえた後見事務のガ イドライン
第4章	Q&A

研修の冒頭で、他者に「決めつけられる」という疑 似体験をします。その上で、意思決定支援の基本的 考え方や、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガ イドライン」における原則について学んだあと、第 2章で後見事務における意思決定支援の体系を理解 します。この章では、研修プログラムを作成するに あたって寄せられた当事者の方々からの声や残念な 事例、好事例も紹介されています。 第3章では、「意思決定支援を踏まえた後見事務の ガイドライン」の3つの場面について、ドラマ映像 をみてからグループワークを行います。

場面 1		支援チームの編成と支援環境の調整
	場面 2	本人への趣旨説明
	場面3	本人を交えたミーティング



研修作成、映像作成にご協力くださったみなさま、講師のみなさま、誠にありがとうございました。心より感謝申し上げます。

今年度は、オンライン研修での実施とし、下記の 15の地域で開催中です(今年度の受付は終了しま した)。他の地域については次年度開催予定です。

東京都、愛知県、福岡県、兵庫県、埼玉県、宮城県、 岡山県、香川県、沖縄県、千葉県、宮崎県、大阪府、 広島県、富山県、北海道

研修資料、ドラマ映像は、利用促進ポータルサイトの<u>「後見人等を対象とした意思決定支援研修」</u>のページに掲載しています。次年度の研修開催についても当ページでもお知らせします。

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室 〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111 [代表] (内線 2228) FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進





令和3年3月22日発行

成年後見制度利用促進ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第29号

本号の掲載内容

- 1. 第7回成年後見制度利用促進専門家会議を開催します (ミニQ&A)なぜ、国の基本計画を変更する検討を開始するのですか?
- 2. 職員の採用に当たっての欠格条項の表記に関する事務連絡発出のお知らせ
- 3. 新型コロナウイルスのワクチン接種における後見人等の役割について



1. 第7回成年後見制度利用促進専門家会議を開催します

成年後見制度利用促進法第13条の規定により、厚生労働省を事務局とする「成年後見制度利用促進会議 (法務大臣・厚生労働大臣・総務大臣で構成)」及び「成年後見制度利用促進専門家会議(有識者で構成)」が設置されています。

- 3月29日に第7回成年後見制度利用促進専門家会議を、下記のとおり開催しますのでお知らせします。
 - 日 時 令和3年3月29日(月)14:00~16:00
 - 場 所 Web会議
 - 議 題 (予定)
 - 1. 成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について
 - 2. 成年後見制度利用促進基本計画の変更について
 - 3. その他
 - ※資料につきましては、会議当日までに当省ホームページに掲載します。
 - ※YouTube 配信用 URL: https://youtu.be/kiyM2eZbc_Q
- ※ 本会議の中継(映像及び音声)は公式記録ではありません。本協会議の公式記録(議事録)は、厚生 労働省ホームページに追って掲載されます。
- ※ 本会議の中継の著作権は厚生労働省に属します。なお、配信している画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等へ転載することを禁止します。また、著作権法で許された範囲を超えた複製を固く禁止します。著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に利用したり、内容を改変することを禁止します。



なぜ、国の成年後見制度利用促進基本計画を変更する検討を開始する のですか?

国の成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第12条に基づき策定されているものです。現在の基本計画は、概ね5年間の計画として令和3年度末までのものになっています。

法第13条では、成年後見制度の利用の促進に関

する総合的かつ計画的な推進を図る際には、国が専門家会議の意見を聴く旨の規定があります。

以上を踏まえて、専門家会議で基本計画変更の検 討を開始するものです。

2. 職員の採用に当たっての欠格条項の表記に関する事務連絡発出のお知らせ

ニュースレター第 28 号で、成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する事務連絡の発出をお知らせしたところですが、この事務連絡を踏まえ、本年3月11日に人事院から各府省等に対して、地方支分部局等を始めとする関係機関を含め、職員の採用に当たっての募集案内等に、成年被後見人等が国家公務員の欠格条項に該当する旨の誤った表記をしないよう、改めて留意することを求める事務連絡が発出されました。

関係地方公共団体、関係団体の皆様におかれては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

各府省等宛 職員の採用に当たっての欠格条項 の表記について(令和3年3月11日事務連 絡)

3. 新型コロナウイルスのワクチン接種における後見人等の役割に ついて

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が先月から開始されました。後見人等の役割も含めてお知らせ致します。

1. 接種を受けられる期間

接種を受けられる期間は、令和3年2月17日から令和4年2月末までの予定です。最初は、医療従事者等への接種が順次行われます。その後、高齢者、基礎疾患を有する方・高齢者施設等に従事する方の順に接種を進めていく見込みです。

なお、高齢者への接種は、一部の市町村で4月中旬に開始される見込みです。当初は実施する市町村や接種する人数が限られており、順次拡大していきます。

詳細なスケジュールは、お住まいの自治体等からの発表をお待ちください。

2. 使用するワクチン

現在日本では、米ファイザー社、英アストラゼネカ社、米モデルナ社とワクチンの供給契約を結んでおり、 そのうち、現時点ではファイザー社のワクチンが薬事承認されています。そのため、まずはファイザー社の ワクチンで接種を進めています。

これらのワクチンは、いずれも 2回の接種が必要となる予定です。

ファイザー社のワクチンでは、通常、1回目の接種から3週間後に2回目の接種を受けます。1回目から3週間を超えた際には、できるだけ早く2回目の接種を受けてください。

3. 接種を受けられる場所

原則として、成年被後見人等ご本人の住民票のある市町村(住所地)の医療機関や接種会場で接種を受けていただきます。インターネットで、接種を受けることができる医療機関や接種会場を探すための、接種総合案内サイトを設置する予定です。そのほか、市町村からの広報などをご確認ください。

なお、次のような事情のある方は、住所地以外で接種を受けていただくことができる見込みです。具体的な手続きは、お住まいの自治体や入院されている病院等からのご案内をお待ちください。

- 住所地以外に所在する医療機関や施設に入院・入所中で、当該医療機関・施設で接種を受ける方
- 基礎疾患を治療中の医療機関(住所地以外)で接種を受ける方
- その他やむを得ない事情があり、お住まいが住所地と異なる方

4. 接種を受けるための手続き

次のような方法で接種を受けることになります。

- (1) 接種の時期より前に、市町村から「接種券」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きます。
- (2) 国や市町村から接種のスケジュールを発表します。成年被後見人等ご本人が該当するスケジュールをご確認ください。
- (3)接種を受けることができる医療機関や接種会場をお探しください。(3.接種が受けられる場所を参照)
 - ※ 医療機関・施設に入院・入所されている方は、施設等内で接種が行われることもあります。 詳細は入院・入所されている施設等へお問い合わせください。
- (4) 電話やインターネットで予約をしてください。成年被後見人等ご本人が予約を取ることが難しい場合、 代理でご予約いただくことも可能です。
- (5) 接種を受ける際には、市町村より郵送される「接種券」と「本人確認書類(運転免許証、健康保険証など)」を必ずお持ちください。

5. 接種を受ける際の費用

全額公費で接種を行うため、無料で接種できます。



新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要と騙り、金銭や個人情報をだ ましとろうとする電話があった旨の相談が消費生活センターへ寄せられています。

市町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。困ったときは消費者ホットライン 188 にご相談ください。

6. 接種を受ける際の同意

新型コロナワクチンの接種を受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種法令上では、予防接種を受けるに当たっては、接種を受ける方又はその保護者から書面により同意を得ることとしており、この「保護者」には後見人が含まれます。

◆予防接種法 (昭和二十三年法律第六十八号) <u>抄</u>

笙2冬

- 7 この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。
- ◆予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)<u>抄</u>

(説明と同意の取得)

第五条の二 予防接種を行うに当たっては、あらかじめ<u>被接種者又はその保護者に対し</u> <u>て、</u>予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切 な説明を行い、<u>文書により同意を得なければならない</u>。

2 (略)

成年被後見人が接種を受けるに当たっては、まず、成年被後見人ご本人に、必要な情報をしっかりと伝えてください。その上で、ご本人の意思を可能な限り確認してください。

- ▶ ご本人の同意が確認できた場合は、ご本人による自署又は代筆
- ▶ ご本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、成年後見人による署名



成年後見人による署名をする場合は、家族や医療・ケアチーム等、成年被後 見人ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたしま す。

7. 接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害(病気になったり障害が残ったりすること)が、極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったり した場合に、予防接種法に基づく救済(医療費・障害年金等の給付)が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

もし成年被後見人等ご本人に健康被害が生じた場合は、ご本人の住民票のある市町村にご相談いただき、申請書の準備等のサポートをお願いいたします。

新型コロナワクチンに関する情報は、厚生労働省ホームページ

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html) をご参照ください。



Q1.「代筆」とは具体的にどのようなことを言いますか?

成年被後見人ご本人の同意を確認した第三者が、自筆ができないご本人に代わって、ご本人氏名を署名することです。成年後見人に限らず、ご本人の同意を確認した施設職員や医療機関職員も行うことが可能です。代筆した際は、代筆した方の氏名とご本人との関係を併せて記載していただく必要があります。

Q2. 施設入所、入院等で面会制限されており、ご本人に直接情報提供できない場合は、どうしたらいいですか?

オンライン面会ができる場合には、直接ご本人と話をして、必要な情報提供や意思確認をすることが望ま しいです。

もしもそれが叶わない場合には、施設、医療機関等の職員に

- ① ご本人への情報提供がどのようになされたのか、
- ② ご本人がどのような状態でどのように意思表示をしたのか、

確認してください。また、その際には、

③ 接種後のご本人の様子の見守りを依頼し、変化がある場合には詳細に記録し後見人に連絡が欲しいこと

を伝えてください。

ご本人が同意し、自筆できる場合には、ご本人の署名となります。自筆できなくても同意が確認できる場合には、成年後見人や入院・入所先職員等の代筆となります。

ご本人の同意が確認できない場合には、家族や医療・ケアチーム等、成年被後見人ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

Q3. 成年被後見人ご本人の意思確認が困難な場合、成年後見人である私自身の判断だけで決定してよいのでしょうか?

原則として、成年被後見人ご本人の同意に基づき接種が行われる必要があります。同意が確認出来ない場合には、家族や医療・ケアチーム等、ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

Q4. 成年被後見人ご本人にワクチン接種に関する説明をする際に、配慮すべきことはありますか?

ご本人が理解しやすくなるよう、分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明を行うことが望ましいです。また、サービス提供事業所から成年被後見人ご本人に説明をすることになった際は、成年後見人としてサービス提供事業所にもそのような合理的配慮を求めることも大切です。

Q5. 成年被後見人ご本人は接種に同意していますが、親族が反対しています。その場合、後見人として署名しなくていいですか?

ご本人の同意があるので、ご本人の同意に基づき、ご本人の自署あるいは代筆となります。

Q6. 被保佐人や被補助人の場合はどうなりますか?保佐人や補助人の署名がいりますか?

予防接種法上の保護者となるのは、法定後見における成年後見人です。被保佐人、被補助人の場合は、保佐人や補助人による同意の署名はできません。原則にしたがって、ご本人の同意に基づき、ご本人の自署または代筆となります。

Q7. 任意後見人は署名できますか?

Q6の回答と同様で、署名できません。

Q8. どのような書類に署名するのですか?

予診票に署名欄があります。

	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は(可 能 ・ 見合わせる) 本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。		医師署名又は記名押印
新型コロナワクチン接種希望書 医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。(
この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。 このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。 年月日被接種者自署 (※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記録 (※被接種者が成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自身)		- 者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載)	

Q9. 成年被後見人等ご本人の住民票所在地には、ご本人はいません。接種券はどのようにしたら入手できますか?

ご本人の住民票所在地に親族の方等が住んでいる場合は、届いた接種券をご本人が実際に居住している場所に転送していただくようお願いしてください。接種券が届かない場合等には、住民票所在地の市町村に、 実際に居住している場所に接種券を送付するよう申請をしてください。

また、やむを得ない事情があり、住民票のある市町村から接種券の発行を受けることができないと認められる場合は、実際に居住している市町村に申請することで接種券の発行を受けることができます。申請場所や方法については、お住まいの自治体の発表をお待ちください。

Q10. 成年後見人が、成年被後見人ご本人の接種券の受取の手続きをすることができますか?

被後見人ご本人の住所地の市町村に、お問い合わせください。市町村の判断により、接種券の送付先を成年後見人にすることが可能です。その際、市町村が、成年後見人と被後見人ご本人との関係、後見人の送付先住所の確認が行えるよう、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書(の写し)等をご提出ください。

また、本人が接種券の受取手続きができない場合等には、保佐人、補助人、任意後見人も、上記の手続きを行うことが可能です。被補助人、被保佐人、任意後見の被後見人の住所地の市町村にお問い合わせください。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111 [代表] (内線 2228) FAX 03-3592-1459

